

指定都市 安全・安心まちづくりプロジェクト報告書

－防犯対策とまちづくりとの連携・協働による安全・安心の再構築－

【 資 料 集 】

平成 2 0 年 3 月

指定都市市長会

# 資料目次

## ．プロジェクトの背景と目的

資料	- 1	安全・安心なまちづくり全国展開プラン（抜粋）	・・・	1
資料	- 2	緊急治安対策プログラム（抜粋）	・・・	13
資料	- 3	自主防犯活動を行う地域住民・ボランティア団体の活動状況について（抜粋）	・・・	17

## ．防犯とは何か - プロジェクトの前提として -

資料	- 1	道路、公園、駐車場・駐輪場等の整備・管理に係る防犯上の留意事項	・・・	19
資料	- 2	機会犯罪の認知件数の推移	・・・	23

## ．市民参加による安全・安心なまちづくりの推進

資料	- 1	犯罪から子どもを守るための対策（抜粋）	・・・	24
資料	- 2	犯罪に強い地域社会の再生に向けた地域住民の各種活動に対する支援の充実・強化の推進について（抜粋）	・・・	37

## ．繁華街・歓楽街の再生

資料	- 1	繁華街・歓楽街を再生するための総合対策の推進	・・・	42
資料	- 2	街頭防犯カメラシステム	・・・	48
資料	- 3	写真撮影に関する判例について（抜粋）	・・・	52

## 安全・安心まちづくりに係る制度改革

資料	- 1	自主防犯パトロールに使用する自動車に青色回転灯を装備する場合の取扱いについて	・・・	53
資料	- 2	地方制度の改革に関する答申（抜粋）	・・・	57
資料	- 3	市警察部に関する国会での議論について（抜粋）	・・・	59
		・ 19 - 衆 - 地方行政委員会 - 62号 昭和29年5月14日		
		・ 19 - 衆 - 本会議 - 50号 昭和29年5月15日		
		・ 19 - 衆 - 地方行政委員会 - 64号 昭和29年5月17日		
		・ 19 - 参 - 地方行政委員会 - 48号 昭和29年6月1日		
		・ 19 - 参 - 本会議 - 59号 昭和29年6月7日		
		・ 22 - 衆 - 地方行政委員会 - 31号 昭和30年6月29日		

## . プロジェクトの背景と目的

### 関連資料

## 第1 住民参加型の安全・安心なまちづくり全国展開

### 1 安全・安心なまちづくり国民運動の展開

目 標) 行動計画が、治安回復のための第1の視点として「国民が自らの安全を確保するための活動の支援」を挙げて以降、多くの地域において、住民の自主的な取組が果敢に進められている。

政府は、このような治安回復の萌芽をいち早く社会全体の取組へと昇華させるため、安全・安心なまちづくりを国民運動として大々的に推進する。

#### モデル事業・モデル調査の全国の実施

安全・安心なまちづくりや地域住民等による自主的な防犯・防災活動について、全国の参考となるべき先導的な活動や地域を挙げた意欲的な活動を全国のモデルとして財政的な支援や資機材の整備を行うことにより、同種の活動を全国的に波及・浸透させる。

#### 「安全・安心なまちづくりの日」の制定

「安全・安心なまちづくりの日」を制定し、その前後の期間において、国民各層の幅広い参加を得た取組を集中的に推進することにより、安全・安心なまちづくりを推進する気運を全国的に波及・向上させ、国民の意識と理解を深める。

#### 内閣総理大臣による表彰制度の新設

安全・安心なまちづくりの推進に顕著な実績を挙げた団体・個人を内閣総理大臣名で表彰することにより、安全・安心なまちづくりの重要性を幅広く周知し、各地域における取組意欲を更に高揚させる。

### 2 防犯ボランティア活動等の支援

目 標) ここ数年で5千を超える防犯ボランティア団体が新たに結成されるなど、地域住民等により自主的な防犯活動が活発に行われている。国は、防犯と防災、防犯と教育の連携を確保しつつ、このような活動に対する支援を更に充実させ、失われつつある地域社会の連帯を確実に再生させる。

#### 防犯ボランティアと防災ボランティアの連携強化

防犯ボランティア全国ネットワークや災害ボランティア・データバンクの活用により、防犯アドバイザーと「防災コーディネータ」の連携を促進し、消防団、自主防災

組織、婦人防火クラブ、災害ボランティア等が防犯も含めた地域の安全・安心の確保に貢献できる体制を構築する。

#### **防犯ボランティア全国ネットワークの形成**

全国のボランティア団体の結成状況、防犯ボランティア活動の好事例や留意事項、行政の支援制度やボランティア保険制度の内容、関連する調査研究の結果等について情報を集約し、ボランティア団体等から提供を受けた情報と併せて国のウェブサイトが発信することにより、双方向的なネットワークの形成を図る。

#### **大学生や企業人等の防犯ボランティア活動への参加促進**

地域社会における防犯ボランティア活動の担い手の拡大を目指し、地域におけるボランティア活動促進のための多彩なプログラム開発を行う「地域ボランティア活動推進事業」の一環として、大学生、企業人を含む地域住民全体を対象とした防犯ボランティア活動への参加を促進する。

#### **防犯アドバイザー登録制度の整備**

警察官OB、防犯設備士、警備員、錠取扱業者等のうち防犯対策に特に知見を有する者を、その申請により「防犯アドバイザー」（仮称）として警察に登録し、防犯ボランティア団体、団体の結成を検討する地域住民、防犯教室を開催する学校、事業者等の求めに応じてあっせんする。

#### **防犯・防災ボランティア活動の拠点整備**

パトロール、防犯・防災訓練、民間交番の運営、地域安全情報の集約・発信等の活動を行うボランティア団体に対し、警察と消防が連携して装備資機材の貸与その他活動に必要な経費の補助、職員の継続的な立寄りや情報提供等を行うことにより、地域の自主的な防犯・防災活動の拠点を整備する。

#### **公民館等を活用した防犯教育、防犯活動等の推進**

教育委員会や警察の協力の下、情報提供や講師派遣を行うことなどにより、地域の公民館や生涯学習推進センター等を活用した防犯教育・啓発活動、防犯訓練・教室、防犯活動、これらの活動に係る学習講座等の開催を促進する。

#### **防犯ボランティアと警察官の合同パトロールの推進**

防犯ボランティア団体と警察が合同でパトロールや地域安全情報の提供を行うとともに、警察官による街頭活動の強化や「空き交番」の解消を図ることにより、地域住民の治安に関する意識の向上や地域住民との連携強化を図る。

#### **防犯ボランティア活動と地域通貨の連動**

現在無償で配布している「地域通貨モデルシステム」を活用することなどにより、防犯ボランティア活動を行った者に対し、活動内容に応じて地域通貨を交付する取組を促進する。

### 3 官民協働体制の構築に向けた環境整備

目 標) 安全・安心なまちづくりを官民が協働して推進するためには、地域におけるまちづくりの関係者が目標を共有し、合意を形成するための協議会を設置することが効果的である。国は、新宿歌舞伎町地区の取組をモデルとして、次に掲げる支援策を講じることにより、地域を挙げた官民協働体制の構築を促進する。

#### 実態調査、社会実験、計画策定等への財政支援

官民が協働して安全・安心なまちづくりを推進するに当たり必要となる実態調査、社会実験、計画策定等に対し、全国都市再生モデル調査その他の事業・制度により、活動資金その他の支援を行う。

#### 安全・安心なまちづくりデータベースの整備

モデル事業やモデル調査の実施結果のほか、全国で実施されている安全・安心なまちづくりの推進体制・活動内容や行政の支援制度をデータベース化し、ウェブサイトを通じて関係行政機関や地域住民と情報を共有する。

#### まちづくり協議会のモデル運営規約の策定

安全・安心なまちづくりを推進する各地域の協議会において、構成員が自主的に取り組むべき事項を運営規約等の形式により文書化することを支援するため、環境浄化活動、防犯活動、非行防止活動、暴力団排除活動、不法就労防止活動等に関しモデルとなる条項を策定する。

#### 地域安心安全情報ネットワークの構築

地域住民がインターネットや携帯電話等を活用して地域安全情報を行政と共有できるシステムを構築するため、現在開発・実証事業を行っている「地域安心安全情報共有システム」を、希望する地方公共団体に無償で配布する。

#### 外国人が安全に安心して活動できる環境の整備

民間団体や外国人受入れ学校、企業等と協力し、外国人の留学生、就学生、研修生等や労働者等に対して緊急時の通報要領、身近な防犯対策等に関する講習・情報提供を行うとともに、本人確認の徹底、身上把握、失踪防止等により適正な在留管理を図ることなどにより、外国人が安全に安心して活動できる環境を整える。

#### 地域安全情報の提供に関する特例措置

安全・安心なまちづくりを推進する協議会の意思決定を円滑化させるため、地域の犯罪発生状況や検挙・処分の実施結果等に関する情報を、公益に資する範囲内でより詳細に提供する。

また、金融機関や小売店等の特定の業態を狙った犯罪、特殊・特異な手口による犯

罪、広域的に発生が急増している犯罪等、地域ごとに提供することが困難な犯罪情報を、国が集約した上で関係機関・団体へ提供し、ウェブサイトで公表する。

**関係行政機関の職員や有識者のあっせん**

安全・安心なまちづくりの取組をより実効あるものとするため、協議会や地域住民のニーズに応じて、関係行政機関が、職員やアドバイザーを定例会合等に派遣するとともに、推進する対策の分野の専門的知見を有する者を紹介する。

## 第2 住まいと子どもの安全確保

### 1 犯罪に強い住宅街の整備

目 標) 行動計画で今後の検討課題とされていた「防犯住宅の普及方策」について、防犯住宅の性能評価や整備方策に関する段階的かつ具体的な施策を提示することにより、安全・安心な住宅街の整備に道筋をつける。

#### 都市再生整備計画に基づく安全・安心なまちづくりの推進

安全・安心なまちづくりを推進する都市再生整備計画の作成を支援するため、計画の目標設定や事業評価に必要な犯罪情報等を市町村に提供するとともに、計画に基づく市町村の取組と連携してパトロールや取締りを積極的に実施することにより、まちづくり交付金を活用した防犯灯・防犯カメラの設置、見通しの良い植栽等の防犯に配慮した都市公園等の整備、防犯性に優れた共同住宅の整備、住民参加による防犯パトロールの展開等を促進する。

#### 防犯性能の高い公的賃貸住宅等の整備

地域住宅交付金により、地方公共団体が地域住宅計画に基づき実施する防犯性能の高い公的賃貸住宅等の整備を支援する。

#### 防犯住宅助成制度の促進

建物部品の取替えへの補助など、地方公共団体による防犯住宅の助成制度を促進・拡大させるため、犯罪発生状況に関する詳細な情報提供を行うとともに、国のウェブサイト「住まいる防犯110番」において、住宅防犯に関する留意点・対策例や全国の助成制度に関する情報を提供するなど支援・協力を行う。

#### 「安全・安心なまちづくりモデル地区」における集中的取組

地方公共団体や地域住民の取組状況のほか、犯罪情勢、人口動態等を勘案しつつ、安全・安心なまちづくりを総合的かつ重点的に実施すべき地区を「安全・安心なまちづくりモデル地区」(仮称)として指定し、犯罪に強い住宅街を実現するためのパトロール、取締り、防犯に配慮した都市公園等の施設整備等を重点的に実施する。

#### 放火されない住宅街の整備

地域住民が地域の放火火災の危険性を認識し、ハード・ソフト両面からの対策を講じていくため、全国火災予防運動等の機会を捉えて「放火火災防止対策戦略プラン」の普及を促進するとともに、プランの内容の改善を図る。

#### 防犯性能の高い建物部品の拡充

官民が合同で開発・普及を図っている防犯性能の高い建物部品(錠、ドア、窓、シ

ャッター等)に関し、最新の侵入手口に対応した製品の目録への掲載を更に拡充させる。

#### **住宅の購入・注文時における防犯性能の表示**

住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく住宅性能表示制度に防犯に関する性能表示事項を新たに追加することにより、住宅の売買契約や建設工事の請負契約に際して、第三者機関により防犯性能まで含めた住宅の性能が客観的に評価・表示される体制を整備する。

#### **防犯性に優れた共同住宅等に関する認定基準の策定**

建物や敷地まで含めた全体の防犯性能に優れた共同住宅等に関する総合的な認定基準を関係団体と協力して策定することにより、防犯性に優れた住宅の普及を推進する。

#### **防犯優良マンション認定制度の全国展開**

一部の都道府県において実施されている「防犯優良マンション認定制度」を全国的に展開し、防犯性に優れたマンションの普及を推進する。

#### **住宅関連事業者やエネルギー供給事業者による防犯情報提供の推進**

住宅の設備機器・建材の防犯性能に対する消費者の認識を高めるため、リフォーム店等が省エネ情報と併せて防犯性能に係る情報を消費者に提供する建材・住宅設備製造事業者等による共同の取組を支援する。

#### **防犯住宅の整備における防犯設備士の積極的な活用**

防犯設備士に対する教育訓練やその組織化を支援することにより、防犯診断・防犯講習における防犯設備士の活用を積極的に進めるとともに、安全・安心なまちづくりに関して総合的・専門的な助言を行う防犯設備士の養成を促進する。

#### **防犯性能の高い自動車の普及促進**

自動車の盗難を防止するため、自動車の防犯性能を評価する制度の導入を検討するとともに、イモビライザの装着義務付けについて、その効果やコスト等を勘案しつつ検討する。

## **2 地域ぐるみで行う子どもの安全の確保**

**目 標)** 行動計画や青少年育成施策大綱により子どもの安全確保に関する施策が提示されて以降も、子どもを標的とした社会を震かんさせる事件が続発していることから、学校や警察のほか、不安感を増大させている地域住民や、子どもとの接点が多いコンビニエンスストア等も巻き込み、地域ぐるみで子どもを犯罪や非行から守るまちづくりを進める。

### **地域ぐるみの学校安全体制の整備**

学校の安全を確保するため、学校、家庭、警察、地域住民、ボランティア等が連携して実施する防犯パトロール、通学路の安全マップの作成、各種講習会の開催等の取組を支援するほか、警察官OB等を地域学校安全指導員（スクールガード・リーダー）や校内の巡回や相談に従事するスクールサポーターとして委嘱し、効果的な学校安全体制の整備を推進する。

### **子どもを犯罪や非行から守る地域安全教育の推進**

既存の防犯教室、非行防止教室、薬物乱用防止教室等について、児童・生徒だけでなく保護者や地域住民の参加を促すとともに、教育委員会と警察がテーマ設定や実施体制に関して協定の締結や計画の共同策定を行うことにより、子どもの安全に対する地域住民の意識と理解を深める地域安全教育を推進する。

### **コンビニエンスストアによるセーフティステーション活動の全国展開**

コンビニエンスストアに対し、子ども110番の家の指定、警察官や防犯ボランティアの継続的な立寄り、地域安全情報の提供等の協力を行うとともに、業界によるセーフティステーション活動（緊急通報の支援、少年のたまり場化、未成年者への酒類・たばこの販売、有害図書等の少年への販売及び少年による閲覧の防止、強盗・万引きの防犯対策等）の全国展開を積極的に支援する。

### **ガソリンスタンドによる地域防犯・安全確保活動の全国展開**

市街地にほどよい間隔で点在し、人の往来が多い公道に面したガソリンスタンドは、夜間でも明るい場所にあり、地域住民と日常的に接していることから、犯罪に巻き込まれた地域住民の緊急避難や徘徊老人や迷子の一時保護等に対応できるよう、事業者による自主的な地域防犯・安全確保活動を「地域事業環境整備支援事業」の一環として支援する。

### **大規模小売店舗による自主的な防犯活動の促進**

大規模小売店舗立地法に基づく指針の改定や、防犯診断・講習、警察官や防犯ボランティアによる継続的な立寄り、地域安全情報の提供等により、大規模小売店舗による防犯活動や少年の非行防止活動を促進する。

### **インターネットカフェにおける防犯対策の推進**

急速に拡大しているインターネットカフェは、少年のたまり場となりやすく、サイバー犯罪に利用されやすいことから、利用客の身分確認、防犯カメラの設置、サイバー犯罪の未然防止等の事業者による自主的な取組を支援するとともに、全国調査による実態把握、非行少年・不良行為少年の補導を進める。

### **更生保護ボランティアによる犯罪予防活動の推進**

保護司、更生保護女性会、BBS会等の更生保護ボランティアによる学校や地域住

民と連携した少年非行防止活動等の積極的な推進のため、研修の充実や適任者の確保により活動基盤を強化するとともに、「社会を明るくする運動」を通じて犯罪や少年非行の防止に関する地域住民の意識の向上を図る。

## 第3 健全で魅力あふれる繁華街・歓楽街の再生

### 1 違法性風俗店、暴力団、不法就労等に対する取締りの強化

目 標) 全国的・国際的に活動する犯罪組織の拠点となっている繁華街・歓楽街を再生し、健全で魅力あふれる街の賑わいを創出するため、違法性風俗店、暴力団、不法就労等の取締りを強化し、犯罪組織の資金獲得活動を排除する。

#### 違法性風俗店に対する取締りの強化等

届出義務すら履行しない違法性風俗店は監視を免れて違法行為を行う可能性が特に高いため、罰則の強化や広告宣伝の禁止を措置して取締りを強化し、違法性風俗店を根絶する。また、激増するデリバリーヘルス営業についても、客の依頼を受ける受付所や派遣従業員の待機所も含めて規制や罰則を強化し、違法営業の取締りや警察職員の立入りを積極的に進める。

#### 警察、消防、建築部門による風俗営業等の営業所への合同立入りと情報共有

風俗営業等の営業所に対し、警察、消防及び建築部門による合同立入りを積極的に推進するとともに、風俗営業の許可申請等の審査に際して建築基準法や消防法の違反事実に関する情報が共有されるよう、相互の連携を強化する。

#### 性風俗店における不法就労・人身取引の排除

性風俗店の営業者に対し、外国人従業員の就労資格の確認と書面による記録保存を義務付けるとともに、警察による定期的な報告徴収・立入りや警察と入国管理局との連携による違反業者の取締りを進めることにより、性風俗店における不法就労・人身取引を排除する。

#### 不法就労外国人に関する情報の交換・共有と取締りの強化・効率化

不法就労外国人に関し、警察、入国管理局及び労働部門による情報交換・共有を国と都道府県の両方で進め、警察と入国管理局による合同摘発を推進するとともに、不法残留者の身柄引渡し制度（入管法第65条）を全国的に展開し、退去強制の効率的な運用を図る。

#### 組織犯罪に対する戦略的な取締りと犯罪収益の剥奪

警察その他の取締機関は、暴力団、来日外国人犯罪組織、銃器・薬物の密輸・密売組織等に関する情報の収集、分析、相互活用を行うことにより、その主要な資金獲得活動を把握し、利権構造を解体する戦略的な取締りや犯罪収益の剥奪を進める。

#### 取締りの更なる強化を実現する体制・施設・装備等の充実強化

繁華街・歓楽街における違法性風俗店、暴力団、不法就労外国人、薬物銃器密売組

織等の取締りを更に強化するため、警察職員、入国警備官、入国審査官、麻薬取締官について所要の増員を図るとともに、取締りの拠点施設や装備資機材の整備を進める。

## 2 街の犯罪インフラの根絶

目 標) 繁華街・歓楽街において犯罪組織が再び暗躍することのないよう、雑居ビルや広告宣伝媒体から犯罪組織を排除したり、取締りにより生じた空きビル・空き店舗を転用する取組を進めたりすることなどにより、組織犯罪を増長する街の犯罪インフラを官民で根絶する。

### 取締りにより生じた空きビル・空き店舗の転用

違法営業の取締り強化等により生ずる空きビル・空き店舗については、できる限り速やかに適正な用途のテナント入居が行われるよう、政府系金融機関その他民間のノウハウの活用を図る。

### 違法性風俗店や暴力団の入居阻止

届出をした性風俗営業には届出確認書を交付し、その有無によって誰にでも無届業者を判別できるようにするとともに、不動産の賃貸借契約に関し、関係法令違反を無催告解除の事由とする契約条項のモデルを示すことなどにより、違法性風俗店や暴力団による建物賃借を阻止する。

### 飲食店等に対する暴力団の不当要求の阻止

繁華街・歓楽街に所在する飲食業組合等と連携し、飲食店、風俗店等に対する訪問や聞き取り調査を行い、暴力団による飲食店等からの用心棒代やみかじめ料の徴収の実態解明とその遮断を進める。

### 暴力団による建物賃借権の不正取得の排除

暴力団事務所として使用する意思を隠して建物賃貸借契約を締結する者を賃借権の不正取得（詐欺罪）として積極的に取り締まるとともに、対象者が近辺で新たに暴力団事務所を開設しないよう、周辺地域の宅地建物取引業者等に対する情報提供を強化する。

### 法令違反情報の提供による暴力団・性風俗排除活動の支援

暴力団員や性風俗営業の検挙に際し、報道発表に準じて事件の概要をまちづくり協議会等の公益団体や関係事業者に提供するほか、契約者等の法令違反の有無に関し公益団体や関係事業者から警察に照会がなされたときには、公益に資する範囲内で処分の内容・理由を回答することにより、暴力団や違法性風俗店の排除に向けた住民や事

業者の自助努力を支援する。

#### **風俗無料案内所に対する取締りの推進**

違法な性風俗店が風俗無料案内所を活用して広告宣伝を行う事例が多数見受けられることから、広告制限区域等における広告物の表示等を直罰化し、違法な広告宣伝を行う風俗無料案内所の取締りを推進する。

#### **少年指導委員の活動の活性化**

少年を有害な風俗環境の影響から守るため、少年補導活動や風俗営業者等への協力要請活動に従事する少年指導委員について、風俗営業の営業所等へ立ち入らせることができることとするとともに、その職務がより適正かつ実効的に行われるよう、委嘱方法、研修内容、警察との連携等運用の在り方を見直す。

#### **住民と外国人の共生を実現する情報提供**

外国語による入国・在留関係諸手続等に関する相談への対応及び案内を行うため、地方入国管理局及び支局の外国人在留総合インフォメーションセンターや相談員の活用を推進し、外国人が日本人と共に安心して生活できる環境を創出する。

### **3 迷惑行為の防止と街並みの改善による環境浄化**

**目 標)** ピンクビラ、客引き、違法駐車、落書き、ゴミの散乱、街の暗がり等が来街者に無秩序感・不安感を感じさせ、街の魅力を減退させていることから、街の景観、秩序、アクセスの向上策を取締りとまちづくりの両面から推進し、街の品格を目に見える形で再生させる。

#### **街ぐるみの環境浄化活動の展開**

地域住民、ボランティア、関係事業者等と行政機関が連携し、街ぐるみでピンクビラや違法看板の除却、落書きの除去、街路の清掃等を行う環境浄化活動を促進する。また、ピンクビラの頒布や客引き等、風俗営業等に係る集客行為の規制を強化し、違法行為の取締りを強化する。

#### **効果的な違法駐車対策の推進**

放置車両の確認事務の民間委託により違法駐車取締りを行う執行力を確保した上で、地域住民の意見・要望を踏まえて、重点的に放置車両の確認等を実施する場所、時間帯等を定めることにより、違法駐車対策を効果的に推進する。また、ボラードの設置等により車道を狭隘化するなどの取組を支援し、貨物車、暴力団関係車両等の駐車違反を抑制する。

### **悪質な露店・屋台や立て看板の取締り**

道路上の営業を常態化させている悪質な露店・屋台や立て看板を設置して道路を不当に占拠している業者に対して、道路不正使用による取締りを行うほか、禁制品を販売する業者に対しては、販売ルートの根絶を目指した取締りを実施する。

### **夜間におけるパトロール体制の強化**

夜間における繁華街・歓楽街の秩序を維持するため、商店街、ボランティア、警備員等による自主的なパトロールに対し、警察官の同行、情報の提供、装備資機材の貸与等の支援を行うとともに、自動車警ら隊や機動隊の投入などにより警察のパトロールの実施体制を強化する。

### **歓楽街ITパトロール事業の推進**

街の安全確保に関心のある住民や稼働者から街の実態に関する情報をインターネットで受け付けて、環境浄化活動や警察活動に活用するとともに、地域安全情報として活用可能なものをウェブサイト上に公開する。

### **アーケードや街路灯の整備による街の明るさの確保**

死角や暗がりのない明るい中心市街地を整備するため、商店街振興組合等が行うアーケードや街路灯・防犯カメラ等の整備に対し、事業計画の策定や事業費等について支援を行い、安全で賑わいのある中心市街地を再生させる。

### **落書きや違法広告のしにくい美しい街並みの形成**

落書きや違法広告のしにくい美しい街並みを形成するため、商店街振興組合等が行うファサード（店舗の外壁）やカラー舗装の整備その他の事業に対し、事業計画の策定や事業費等について支援を行い、街の景観を向上させる。

### **無電柱化による道路の見通し確保と違法広告物の抑制**

電線共同溝整備事業により、幹線道路だけでなく商店街等の非幹線道路も含めて無電柱化を推進することにより、道路の見通しを確保して歩行者の安全性を高めるとともに、違法広告物の掲出を抑制して街の景観を向上させる。

### **くらしのみちゾーンの形成による歩行者優先の道路空間の整備**

車よりも歩行者等の安全・快適な利用を優先し、無電柱化、歩道の段差解消等の道路環境整備を行う「くらしのみちゾーン」の形成により、健全な賑わいのあるまちを創出するため、計画策定費、事業費等の補助に加え、専門家の派遣、実験設備の貸与等のソフト支援を行う。

### **官民が共同主催する屋外イベントの活性化**

安全・安心なまちづくりの推進に当たり、地方公共団体と地域住民が協力して街の活性化を図るための屋外イベントを開催する際には、道路の使用や占用の許可手続を円滑に進められるようにする。

## 緊急治安対策プログラム（平成15年8月 警察庁）より抜粋

## 1 犯罪抑止のための総合対策

刑法犯認知件数の増加は、ひったくり等の街頭犯罪及び侵入窃盗等の侵入犯罪、少年犯罪、重要凶悪犯罪の増加等によるものであり、国民の身近な場で発生していることから、国民の不安感が増大している。

このような情勢に対応するためには、捜査活動を強化することはもとより、犯罪の発生を抑止することに主眼をおいた取組みが必要となっている。

## (1) 街頭犯罪・侵入犯罪抑止総合対策の推進

現在、街頭犯罪・侵入犯罪の増勢に歯止めをかけ、発生を抑止するため、「街頭犯罪及び侵入犯罪を抑止するための総合対策」を推進中であるが、さらに犯罪抑止の視点から警察活動を点検し、治安確保のための合理的・効率的な取組みを推進していくことが必要である。また、安全な街づくりや犯罪を許さない環境の醸成等に取り組んでいる地域社会、地方公共団体、関係機関等と連携し、社会の犯罪抑止機能の強化、すなわち「犯罪に強い社会」を目指していくことが必要である。

そこで、次の対策を推進する。

## 犯罪抑止のための犯罪情勢の分析、情報提供の推進

警察庁に「犯罪抑止対策室」（仮称）を設けるとともに、地理情報等を用いた犯罪情勢の分析やインターネットホームページ等を通じた国民への犯罪情報の提供を推進する。

## 交番機能の強化

交番勤務員の増員及び交番の配置見直しを行うことにより、交番勤務員の不在が常態化している「空き交番」の解消を目指すとともに、あわせて交番相談員や警ら用無線自動車の活用により、交番に対する支援機能を充実させ、交番機能の強化を図る。

## 地域警察官による街頭活動の一層の強化

犯罪の多発時間帯、多発地域における執行力を強化し、地域警察官の街頭における職務質問による検挙その他の取締り活動を一層推進する。この場合において、軽犯罪法や条例違反等の違反行為に対する適切な指導取締りを積極的に行う。また、新たに制定された「特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律」に基づき、適正かつ効果的な取締りを進める。

## 「安全・安心まちづくり」のためのスーパー防犯灯の整備等

街頭犯罪多発地域等を中心に街頭緊急通報システム（スーパー防犯灯）及び子ども緊急通報装置の更なる整備を推進し、国民の安心感を高める。また、防犯性能の高い建物部品目録の普及を促進する。

## 地方公共団体、ボランティア等との連携

地方公共団体との連携を強化するとともに、自主防犯行動を促進するため、防犯活動に従事するボランティアや防犯設備士との連携・協力態勢の構築等を図る。

### 警備業の育成と活用

「犯罪抑止対策室」（仮称）において、国民の自主防犯行動を補完又は代行する警備業を警察の犯罪抑止対策体系に積極的に位置付けるとともに、検定・教育制度の活性化等により、警備業務の種別に応じた専門的な知識及び能力の向上を図る。また、緊急地域雇用創出特別交付金（基金）を活用した警備業者等による防犯パトロール事業を推進する。

### （ 2 ）深刻化する少年犯罪への対応

平成14年中の刑法犯検挙人員の約4割、街頭犯罪の検挙人員の約7割を少年が占める。特に、暴走族、非行少年グループ等の非行集団は街頭犯罪等の各種の違法行為を行っており、その解体補導に向けた対策の強化が犯罪抑止を図る上で重要である。

他方、増加する凶悪な少年事件に的確に対応するため、少年事件捜査の効率化等、迅速・的確な捜査の在り方について早急に検討する必要がある。

そこで、警察庁において非行集団対策その他少年非行防止対策に関し、総合的に検討する体制を立ち上げた上で、次の対策を推進する。

#### 非行集団対策の推進

生活安全、刑事、交通の各部門が一体となり、事件検挙の強化、背後の暴力団の取締りはもとより、関係機関、ボランティアとの連携を強化して、少年の非行集団への加入阻止、構成員の離脱支援、立直り支援を強力に推進することにより、非行集団の解体補導を図る。

#### 関係機関等と連携した少年サポートチームの普及促進

少年の立直り対策の推進のため、学校、児童相談所、保護観察所等の関係機関、ボランティアと連携し、各分野における専門的知見や実務経験を有する者により構成される少年サポートチームの普及促進を図る。

#### 出会い系サイト対策の推進

新たに制定された「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」に基づき、いわゆる出会い系サイトに係る少年の犯罪被害の防止、少年の規範意識の向上等を図る。

#### 少年問題に関する共同研究

関係省庁による共同研究チームを設置し、警察、学校、児童相談所等と情報を共有することにより、諸対策や地域社会への情報還元に資する仕組み作りを検討する。

#### 少年事件捜査の効率化に向けた検討

関係機関との連携により、捜査書類の簡素化等増加する少年事件捜査に効率的に対応するための方策について検討を進める。

### （ 3 ）重要犯罪等に対する捜査の強化

重要犯罪（殺人、強盗、放火、強姦、略取・誘拐、強制わいせつ）の認知件数は、この10年間で2倍以上に増加し、国民に不安を与えている一方、犯罪の広域化・スピード化等によって捜査は困難になっている。また、いわゆるヤミ金融事犯の被害が急増し、大きな社会問題となっているほか、知的財産権侵害事犯の取締りも喫緊の課題となっている。

こうした犯罪を確実に検挙し、国民の不安を解消するため、次の対策を推進する。

自動車ナンバー自動読取システム等の整備等

広域化・スピード化する重要凶悪犯罪等に対応するため、自動車ナンバー自動読取システム等の整備を推進する。また、盗難・偽変造ナンバープレートを付けた車両が犯罪に用いられることが多いことから、効果的な盗難・偽変造防止対策が講じられるよう、関係機関に働きかける。

高度な捜査力を有する部隊の広域的展開等の推進

人質立てこもり事件が発生した場合等に、警察庁の指示により警視庁、大阪府警察の専門部隊を派遣し、発生県対応部隊と合同で事件に対処する。また、連続通り魔事件等の国民が著しく不安を感じている重要凶悪犯罪を早期に検挙するため、警察庁において科学技術を用いた新たな捜査手法を早急に確立する。

高度なDNA型鑑定を導入及び積極的活用

新たな鑑定法を用いた高精度のDNA型鑑定に係る資機材を全国警察において犯罪捜査に積極的に活用していく。

プロファイリング（犯人像等の推定）の導入

犯罪の増加や凶悪化に適切に対応するため、新たな捜査手法として、犯罪の統計分析や地理分析に基づくプロファイリング（犯人像等の推定）の導入を促進する。

ヤミ金融事犯の取締りの強化等

ヤミ金融事犯については、集中取締本部等を設置し、改正貸金業規制法及び改正出資法に基づく厳正な取締り等を推進する。また、知的財産権侵害事犯等の不正流通対策を強化するための諸対策を推進する。

## 2 組織犯罪対策と来日外国人犯罪対策

犯罪情勢悪化の要因の一つに、来日外国人組織による犯罪、組織的なけん銃及び薬物の密輸・密売事件、暴力団による犯罪など、組織を背景として行われる犯罪の深刻化がある。特に、来日外国人犯罪の検挙件数は、過去10年間で約2倍と急激に増加し、凶悪化・組織化も進んでいる。

これらの組織は、相互に複雑かつ緊密に連携しつつ犯罪を敢行していることから、組織に打撃を与え、攻略することを主眼として、次の対策を推進する。

組織犯罪情報の集約と共有、戦略的な捜査調整

警察庁に組織犯罪対策部（仮称）を設け、暴力団対策、来日外国人犯罪対策、銃器対策及び薬物対策の各部門を統合し、同部の指導による情報収集を行うとともに、同部に犯罪組織情報官（仮称）を設け、情報の集約、分析及び共有を推進する。また、同部において集約された情報に基づいた戦略的な捜査調整を行う。

暴力団の代表者等に対する責任追及の徹底

暴力団員の違法行為について当該暴力団の代表者等の責任を追及し、暴力団被害者の救済を充実させるための法制の整備を検討する。

新たな捜査手法の検討

外国の刑事法制や捜査実務を参考にしつつ、おとり捜査、コントロールド・デリバ

リー、潜入捜査等の高度な捜査技術や捜査手法について具体的に研究し、その導入・活用に向けた制度や捜査運営の在り方を検討する。

入国管理局等と連携した諸対策の推進

新宿歌舞伎町を始め、組織犯罪、来日外国人犯罪の拠点となっている地域について、入国管理局や地方公共団体と連携しつつ重点的な取締り等の諸対策を推進し、拠点の壊滅を目指す。

中国公安部との協力による犯罪対策

日中治安当局間において、国際犯罪組織の共同摘発や中国に帰国した被疑者に対する国外犯規定の積極的活用等個別の犯罪捜査における協力を更に推進する。

事前旅客情報システム（APIS）の整備

警察、入国管理局、税関が航空機の旅客情報を共有し、犯罪捜査等に活用するための事前旅客情報システム（APIS）について、ハードウェアの整備、ネットワークの構築等を行い、平成16年度中に運用を開始する。

自主防犯活動を行う地域住民・ボランティア団体の活動状況について(警察庁ホームページ)より抜粋

平成19年12月末現在における自主防犯活動を行う地域住民・ボランティア団体(以下「防犯ボランティア団体」という。)の結成状況等について、都道府県警察を通じ調査したところ、その結果は次のとおり。

## 1. 防犯ボランティア団体の結成状況

### (1) 団体数等

団体数は、37,774団体を把握。平成18年末と比べ、約1.2倍。

(主な構成員別)

- ・町内会・自治会員による団体20,005団体(53.0%)
- ・子どもの保護者による団体5,866団体(15.5%)

### (2) 構成員数

構成員数は、2,342,279人を把握。平成18年末と比べ、約1.2倍。

## 2. 防犯ボランティア団体の活動状況

### (1) 活動日数(月平均)

- ・30日以上活動3,840団体(10.2%)
- ・20～29日活動11,284団体(29.9%)
- ・10～19日活動3,039団体(8.0%)
- ・2～9日活動14,008団体(37.1%)
- ・1日活動5,100団体(13.5%)
- ・不定期503団体(1.3%)

### (2) 主な活動内容

- ・徒歩による防犯パトロール31,393団体(83.1%)
- ・通学路における子どもの保護・誘導28,735団体(76.1%)

### (3) 活動拠点を設置している団体

全体で29,905団体(79.2%)が活動拠点を設けて活動。場所別で見ると、

- ・町内会、自治会の集会所12,883団体(34.1%)
- ・公民館4,517団体(12.0%)

### (4) 合同活動等の状況

合同活動

- ・警察との合同活動を実施している団体16,488団体(43.6%)
- ・防犯協会との合同活動を実施している団体8,269団体(21.9%)
- ・自治体との合同活動を実施している団体4,004団体(10.6%)

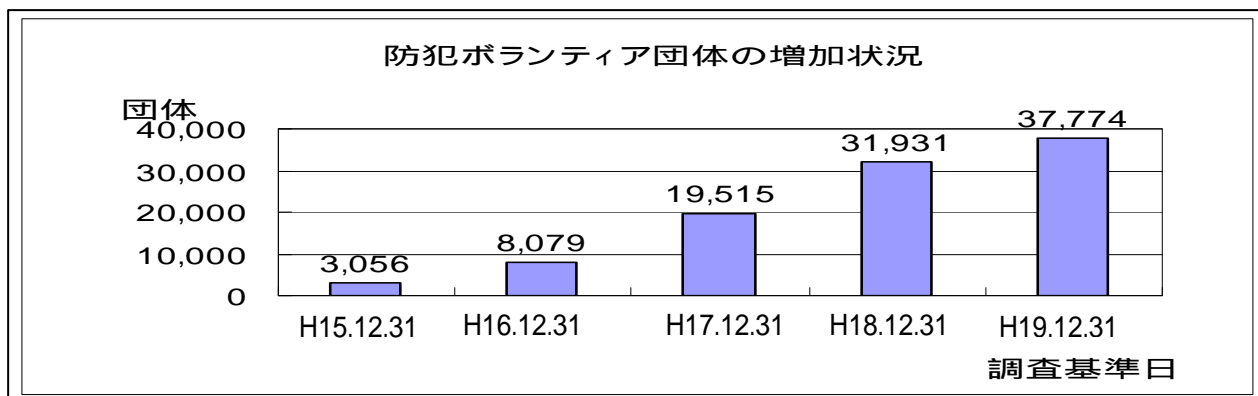
研修

- ・警察による研修を受けている団体13,200団体(34.9%)
- ・防犯協会による研修を受けている団体5,426団体(14.4%)
- ・自治体による研修を受けている団体5,044団体(13.4%)

等となっている。

防犯ボランティア団体数(都道府県別)

年別 県別	H15.12.31	H16.12.31	H17.12.31	H18.12.31	H19.12.31
北海道	3	159	539	1,168	1,444
青森県	4	10	22	345	384
岩手県	51	59	83	290	352
宮城県	60	168	328	478	521
秋田県	63	77	160	306	348
山形県	9	13	107	392	461
福島県	43	84	166	318	378
東京都	153	1,407	2,290	3,214	3,526
茨城県	73	294	489	752	849
栃木県	67	137	479	625	942
群馬県	43	212	531	581	687
埼玉県	255	554	2,041	3,773	4,390
千葉県	305	433	1,018	1,404	1,761
神奈川県	174	401	1,229	1,800	2,162
新潟県	9	68	166	324	801
山梨県	2	25	82	150	234
長野県	2	22	214	553	677
静岡県	30	384	519	601	716
富山県	31	124	263	521	557
石川県	74	154	310	449	492
福井県	69	136	175	417	439
岐阜県	38	93	195	611	655
愛知県	130	522	765	1,691	1,905
三重県	23	85	194	287	345
滋賀県	21	80	117	159	191
京都府	61	70	161	509	575
大阪府	108	127	1,229	1,386	1,466
兵庫県	245	246	1,231	1,909	2,319
奈良県	18	157	500	618	708
和歌山県	22	70	122	167	177
鳥取県	5	9	130	175	193
島根県	40	71	144	210	329
岡山県	221	373	546	634	720
広島県	201	399	628	739	788
山口県	9	110	195	378	414
徳島県	51	60	83	142	243
香川県	22	27	65	176	219
愛媛県	8	24	170	346	467
高知県	11	13	30	161	192
福岡県	54	116	494	858	921
佐賀県	5	59	144	174	190
長崎県	33	35	82	349	416
熊本県	49	88	242	368	491
大分県	52	120	195	260	298
宮崎県	5	11	142	202	285
鹿児島県	6	62	218	515	613
沖縄県	98	131	282	446	533
計	3,056	8,079	19,515	31,931	37,774



.防犯とは何か - プロジェクトの前提として -

関連資料

道路、公園、駐車場・駐輪場等の整備・管理に係る防犯上の留意事項  
(安全・安心まちづくり推進要綱より抜粋)

## 第1 通則

### 1 目的

この留意事項は、まちづくりにおいて重要な位置を占める道路・公園等の公共施設等の整備・管理について防犯上考慮すべき事項を示すことにより、公共施設等の新設・改修に際して犯罪抑止に配慮した環境設計を行い、国民が安全に安心して暮らせる地域社会を創出することを目的とする。

### 2 具体の適用

この留意事項は、全ての場合において一律に適用する性格のものではない。具体の地域においての適用に当たっては、各施設及びその周辺における犯罪の発生状況、各施設の利用状況、住民の意向等を考慮に入れつつ、関係者間で密接な連携を取って、重点をおくべき事項や具体的方策を適切に判断すること。その際、地域の実態を把握しておくことが重要であることから、犯罪の発生状況等に係る情報の共有を含め、関係者間で十分な意思疎通、情報交換を図ること。

## 第2 留意事項

### 1 道路

#### (1) 「人の目」の確保(監視性の確保)(注1)

##### 照度

イ 夜間において人の行動を視認できるよう、光害にも注意しつつ防犯灯、街路灯等により必要な照度(注2)を確保すること。

ロ 照明が樹木に覆われたり汚損することにより予定した照度を維持できなくなるおそれがあるので、適時に点検すること。

ハ 道路が暗い場合で防犯灯、街路灯等の新增設が難しいときには、沿道住民の理解と協力を得て、門灯等の活用も検討すること。

##### 見通し

イ 道路における植栽について、計画の段階より、通行人や周辺住民からの見通しに配慮して、配置や樹種の選定にあたるものとし、例えば視線の高さよりも上に樹冠のある高木や視線よりも低い樹種を選定することや、視線を連続してさえぎらない配置などを考慮する。

また、植栽の時点では問題がなくとも、生長に伴い、枝葉が繁茂して、見通しを悪くする可能性があるため、適時に点検するとともに、必要に応じて剪定等の樹木管理を行う。

ロ 住宅、学校等の囲障は、ブロック塀はできる限り避け、柵など見通しのよいものにする。

ハ 狭い道路に面した家屋は、建替え等の際に壁面を後退させると道路空間の見通しがよくなり、交通安全、防災に加えて防犯上も有効である。角地の隅切りも効果がある。

二 地下道等で犯罪発生の危険が大きいものについては、できる限り防犯カメラその他の防犯設備を設置する。

(2) 犯罪企図者の接近の制御(注3)

特にひったくりの被害が多い道路については、犯罪企図者がオートバイに乗ったまま歩行者に接近するのを防止するのが犯罪抑制に効果的である。安全な交通の確保の観点から必要な範囲においてガードレールの設置、道路交通環境の整備等の観点から必要な範囲において植栽の設置その他の適切な方法により接近の制御を図る。

## 2 公園

(1) 「人の目」の確保(監視性の確保)(注1)

照度

イ 夜間において人の行動を視認できるよう、光害にも注意しつつ防犯灯等により必要な照度(注2)を確保すること。

ロ 照明が樹木に覆われたり汚損することにより予定した照度を維持できなくなるおそれがあるので、適時に点検すること。

見通し

イ 公園の周囲における植栽について、計画の段階より、通行人や周辺住民からの見通しに配慮して、配置や樹種の選定にあたるものとし、例えば視線の高さよりも上に樹冠のある高木や視線よりも低い樹種を選定することや、視線を連続してさえぎらない配置などを考慮する。

また、植栽の時点では問題がなくとも、生長に伴い、枝葉が繁茂して、見通しを悪くする可能性があるため、適時に点検するとともに、必要に応じて剪定等の樹木管理を行う。

ロ 公園の内部においても、植栽、遊具等により見通しの悪い空間ができないように配慮する。特に公衆便所は危険の大きい場所になりがちであるので、周辺の道路、住宅等からの見通しを確保する。

ハ 公衆便所については、建物の入口付近及び内部において人の顔、行動を明確に識別できる程度以上の照度(注4)を確保すること。

## 3 駐車場・駐輪場

(1) 「人の目」の確保(監視性の確保)(注1)

照度

イ 夜間において人の行動を視認できるよう、光害にも注意しつつ必要な照度(注2・注5)を確保すること。

ロ 照明が汚損する等により予定した照度を維持できなくなるおそれがあるので、適時に点検すること。

見通し

駐車場・駐輪場の外周のフェンス、柵等はできる限り見通しのよいものとして周囲からの見通しを確保するとともに、管理者が常駐若しくは巡回し、又は防犯カメ

ラその他の防犯設備を設置する。

(2) 犯罪企図者の接近の制御(注3)

駐車場・駐輪場については、その外周において柵等により周囲と区分し、可能であれば出入口には自動ゲート管理システムの設置、管理人の配置等を行う。ただし、その柵等が隣接家屋の2階等への侵入経路とならないよう注意する。

4 その他

(1) 特に犯罪の多い地区の公共施設等においては、緊急通報装置、防犯ベル等の設置を推進することが重要である。特に公衆便所の各個室など犯罪発生危険が大きいものについては、できる限り防犯ベル(注6)を設置する。

(2) 低コストで高い照度を得られる照明設備の開発・導入に努めること。

(3) 地区に対する住民等の帰属意識・共同意識の向上(領域性の強化)(注7)

地域住民が愛着を持って利用し、自発的に維持管理に参加するような施設は、犯罪の抑制に効果的であると考えられるため、道路等の植栽、公園の整備・管理等において、ワークショップによる計画づくり等を含めてできる限りの住民参加を促進する。その際、軽微な犯罪であっても放置されれば地域全体の治安の悪化につながるの考えに沿って、落書き消しやゴミの不法投棄への対応等も行う。

住宅地における侵入窃盗その他の犯罪防止効果にかんがみ、通過交通の抑制、道路空間を通じた地域のコミュニティ意識の活性化等が必要な場合に「コミュニティ道路」(注8)等の整備を積極的に行う。

問題意識の共有を図るため、当該地区の公共的な空間における犯罪の発生状況その他の具体的な情報について、被害者のプライバシー等に十分配慮しつつ、地域の住民及び地方公共団体等に積極的に提供すること。

(注1) 多くの人の目(視線)を自然な形で確保し、犯罪企図者に「犯罪行為を行えば第三者に目撃されるかも知れない」と感じさせることにより犯罪抑止を図る。このため、具体的に留意すべき事項を掲げた。

(注2) 「人の行動を視認できる」ためには、4m先の人の挙動、姿勢等が識別できることを前提とすると、平均水平面照度(地面又は床面における平均照度。以下同じ。)が概ね3ルクス以上必要である。

(注3) 犯罪企図者が被害対象者・対象物に接近することを妨げることにより犯罪の機会を減少させる。このため、具体的に留意すべき事項を掲げた。

(注4) 「人の顔、行動を明確に識別できる」ためには、10メートル先の人の顔及び行動が明確に識別でき、誰であるか明確に分かることを前提とすると、平均水平面照度が概ね50ルクス以上必要である。

(注5) 駐車場法施行令第13条では、自動車の駐車の用に供する部分の面積が500㎡以上の建築物である路外駐車場の照明装置に関して、

自動車の車路の路面	10ルクス以上
自動車の駐車の用に供する部分の床面	2ルクス以上

と規定している。

(注6)「防犯ベル」とは、犯罪の発生のおそれがある場合等非常の場合において、押しボタンをおすことによりベルが吹鳴する、赤色灯が点灯する等の機能を有する装置をいう。

(注7)住民等が「我々のまち」であるという強い意識を持ち、強固なコミュニティを形成するとともに地区の施設等の十分な維持管理を行うことを通じ、住民等による防犯活動を活発化させるとともに、犯罪企図者に「立ち入れば部外者として目立ってしまう」と意識させて犯罪抑止を図る。このため、具体的に留意すべき事項を掲げた。

(注8)周辺に通過交通を処理する幹線道路が整備されている地区の道路において、通過交通の進入を抑制し、歩行者等が安全かつ快適に通行できる交通環境を形成するため、歩道部の復員を広くとる、車道部分をジグザグに変化させるなどして整備される歩行者優先の道路をいう。

機会犯罪の認知件数の推移(平成8~17年)

1. 発生件数の推移

区分	平8	平9	平10	平11	平12	平13	平14	平15	平16	平17
路上強盗	826	1,034	1,119	1,495	2,070	2,509	2,888	2,955	2,695	2,192
ひったくり	20,515	26,980	35,763	41,173	46,064	50,838	52,919	46,354	39,399	32,017
強姦(街頭)	454	535	668	648	825	806	869	832	732	663
強制わいせつ(街頭)	2,400	2,686	2,399	3,196	4,475	5,786	5,915	6,145	5,510	5,254
略取誘拐(街頭)	170	202	166	181	216	179	175	213	237	199
暴行(街頭)	4,177	4,722	4,801	5,051	8,734	11,352	12,814	14,477	15,319	16,332
傷害(街頭)	10,273	11,306	11,157	11,687	16,965	19,400	20,465	20,098	19,218	17,961
恐喝(街頭)	8,199	8,802	9,344	10,419	13,230	13,856	12,514	11,089	8,534	6,346
自動車盗	33,722	34,489	35,884	43,092	56,205	63,275	62,673	64,223	58,737	46,728
オートバイ盗	240,400	234,649	246,364	242,977	253,433	242,517	198,642	154,979	126,717	104,155
自転車盗	413,838	427,232	423,183	408,306	445,301	521,801	514,120	476,589	444,268	406,104
車上ねらい	210,080	217,171	252,092	294,635	362,762	432,140	443,298	414,819	328,921	256,594
部品ねらい	47,348	52,726	61,192	73,824	101,338	129,380	128,539	120,726	112,161	103,772
自動販売機ねらい	116,853	146,674	181,444	222,328	190,490	170,470	174,718	147,878	112,965	88,180

データ出典：平成18年版 警察白書

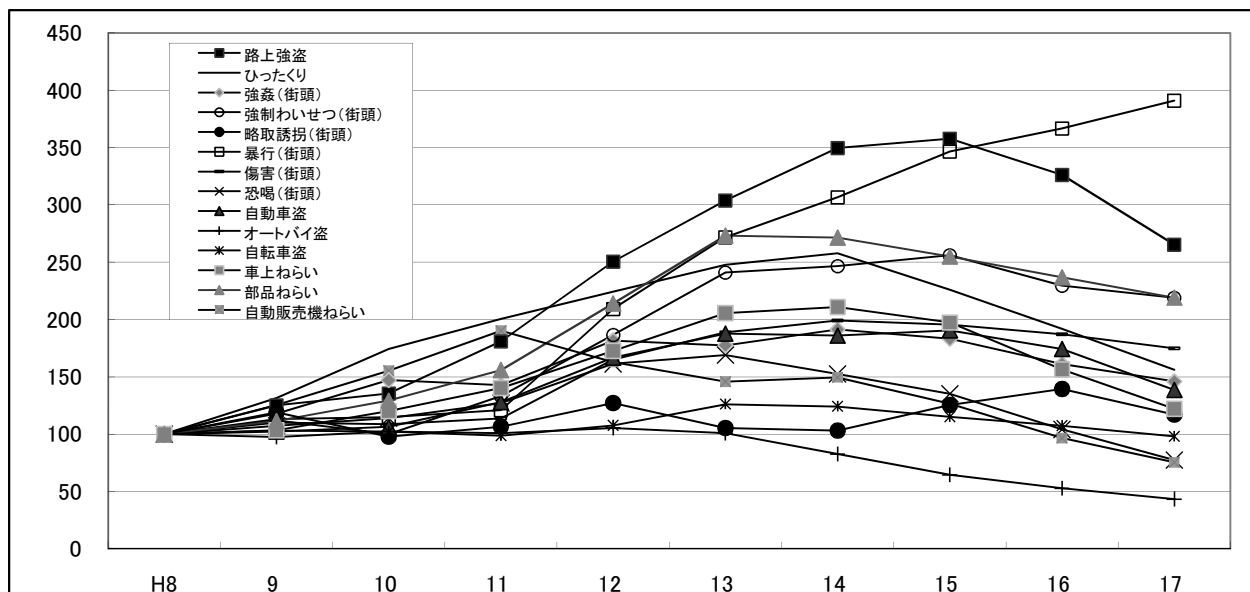
2. 平成8年を100とした場合の変動状況

	H8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
路上強盗	100	125	135	181	251	304	350	358	326	265
ひったくり	100	132	174	201	225	248	258	226	192	156
強姦(街頭)	100	118	147	143	182	178	191	183	161	146
強制わいせつ(街頭)	100	112	100	133	186	241	246	256	230	219
略取誘拐(街頭)	100	119	98	106	127	105	103	125	139	117
暴行(街頭)	100	113	115	121	209	272	307	347	367	391
傷害(街頭)	100	110	109	114	165	189	199	196	187	175
恐喝(街頭)	100	107	114	127	161	169	153	135	104	77
自動車盗	100	102	106	128	167	188	186	190	174	139
オートバイ盗	100	98	102	101	105	101	83	64	53	43
自転車盗	100	103	102	99	108	126	124	115	107	98
車上ねらい	100	103	120	140	173	206	211	197	157	122
部品ねらい	100	111	129	156	214	273	271	255	237	219
自動販売機ねらい	100	126	155	190	163	146	150	127	97	75

データ出典：平成18年版 警察白書

注1：指数は、平成8年を100とした場合の値

2：街頭とは、道路上、駐車(輪)場、都市公園、空き地、公共交通機関等(地下鉄内、新幹線内、その他の列車内、駅、その他の鉄道施設、航空機内、空港、船舶内、海港及びバス内)、その他の交通機関(タクシー内及びその他の自動車内)及びその他の街頭(地下街地下通路及び高速道路)とした。



注：平成8年を100とした場合

街頭犯罪の認知件数の推移(平成8年を100とした場合)

データ出典：平成18年版 警察白書

.市民参加による安全・安心なまちづくりの推進

関連資料

## 「犯罪から子どもを守るための対策」

(平成17年12月20日 犯罪から子供を守るための対策に関する関係省庁連絡会議資料)より抜粋

**第一章 登下校時の安全確保等のための対策****第1節 緊急対策6項目**

## 全通学路の緊急安全点検

全ての小学校区において、学校、保護者・児童、警察、自治体等の関係者により、平成18年3月までに、全学校区・全通学路の安全点検を行うよう要請する。点検の結果については、警察やボランティアのパトロールに直ちに反映させるほか、子どもが実感を持って危険箇所を認識することができるよう、全国の全ての小学校で通学安全マップを作成するなど子どもへの防犯教育への活用や地域における対策につなげることを要請する。

## 全ての学校における防犯教室の緊急開催

全ての学校の全児童生徒が、平成18年3月までに、学校と警察との連携等による実践的な「防犯教室」を受講できるよう、開催を要請する。

また、防犯教室用の小学校低学年向けのリーフレットを作成・配布するなどの支援を行うとともに、その開催を支援するために、教師等が活用できる防犯教室等事例集の作成・配布を行う。

## 全ての地域における情報共有体制の緊急立ち上げ

全ての地域において、子どもに対する声かけ事案、不審者の出没等、子どもに対する犯罪の前兆と思われる不審者情報について、警察が中心となり、学校、教育委員会、保護者、児童、地域住民等と連携し、情報が潜在化することがないように共有化のためのネットワークを平成18年3月までに構築する。

## 学校安全ボランティアの充実

全ての小学校区において、平成18年3月までに、地域社会全体で通学路の安全を含む学校安全体制が整備されるよう、学校内外の見守り等を行う学校安全ボランティア（スクールガード）への参加を広く呼びかける。また、各学校を巡回し、学校安全ボランティアの指導や警備のポイント等についての指導を行うスクールガード・リーダーの巡回指導・評価等を推進し、全国展開を図る。

## 路線バスを活用した通学時の安全確保

全国で地域の路線バスを登校時又は下校時にスクールバスとして活用する方策を早急に検討し、対応が整った地域から順次導入できるよう、必要な支援措置を含め、環境整備を図る。

## 国民に対する協力の呼びかけ

家庭、学校、民間団体等全ての関係者の地域における防犯意識を高め、子どもの安全確保の取組への積極的な参加を促すため、テレビ、新聞などの各種媒体を使った政府広報を行う。また、青少年に関わる各種団体・関係者等が地域の取組に積極的に参加するよう、協力を要請する。

## 第2節 重点的に推進する事項

### 1 学校における対策

#### ( 1 ) 学校の安全管理対策

登下校時の安全確保に関する先進的な実践事例の提供

現在、学校や地域において、登下校時の児童生徒の安全確保のため、電子タグの活用やスクールバスの利用など様々な手段が講じられているが、学校や地域社会が、具体的な安全確保対策を立案し、実行に移すにあたり、参考となる情報が求められているため、登下校時の安全確保に関する事例集を平成 18 年 1 月目途で各学校に配布する。

#### ( 2 ) 防犯教育の推進

防犯教育の推進

幼児児童生徒に対し危険を予測し、回避する能力を身につけさせるように、実践的な安全教育を進めるため、学校における安全教育の資料として教師用の安全教育の参考資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育」を平成 13 年 11 月に作成し、配布を行ってきたところであり、その中でも、通学路の要注意箇所のマップの作成・周知、地域の関係機関等の連携、「子ども 110 番の家」等の登下校時の緊急の際の避難場所の周知、登下校時の緊急の際の対処法の指導など、通学路による登下校の徹底や通学路の要注意箇所の把握について言及しているところである。

また、平成 17 年 11 月、12 月に発出した通知等においても、登下校時における安全確保について、通学安全マップの作成等を通じた指導、防犯教室等の活用、万一の場合に対応するための指導について言及しているところであり、教員研修、研究協議会等においてその趣旨の周知徹底を図る。

防犯教室の推進

防犯や応急手当等についての訓練等を実施する防犯教室の開催を推進するため、教職員や警察官等防犯教室の講師に対する講習会の実施を推進する。

防犯教育のための教員の資質向上

登下校時の安全確保を図るためには、研修等の機会を通じて、教員の資質向上を図る必要があるため、平成 18 年度には、学校安全推進フォーラム等において登下校時の安全確保をテーマにし、教員の資質向上を図る。

### 2 地域における対策

#### ( 1 ) 犯罪を起こしにくい環境整備

子ども緊急通報装置等の整備

通学路、児童公園等に設置され、非常用赤色灯、非常ベル、通報者撮影カメラ、インターホン等を備え、緊急時に警察への通報ができる街頭緊急通報システム（スーパー防犯灯）や子ども緊急通報装置の整備を促進する。子ども緊急通報装置については、平成

14年度に「子どもを守る緊急支援対策事業」として47地区に329基、16年度には補助事業として6地区39基整備しており、現在までに運用を開始している。

#### 防犯まちづくりの推進

通学路等の地域の防犯性の向上を図るため、公共施設等の整備・管理にあたり、見通しの良い植栽・柵の設置、夜間の暗がり解消に資する照明施設の整備、及び危険が予想される場所での防犯カメラの設置等について、市街地整備の一環として促進し、地域特性に応じた防犯まちづくりを進める。

### ( 2 ) 子どもを守るための諸活動の充実

#### 「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」の推進

学校内外の見守り等を行う学校安全ボランティア（スクールガード）養成・研修のため、最新の情報、不審者を発見した場合の具体的な対応方法など実践的な事例等を学ぶことができる「スクールガード養成講習会」を推進するとともに、各学校を巡回し、学校安全ボランティア（スクールガード）の指導や警備のポイント等についての指導を行うスクールガード・リーダーの巡回指導等を推進し、全国展開を図る。

また、地域社会全体で子どもたちの安全について取り組むモデル地域を指定し、その取組を支援する。

#### 公民館等を活動拠点とするボランティア活動の支援

・公民館等の活動拠点を中心としたボランティアによる自主防犯活動を支援する「地域安全安心ステーション」モデル事業を拡充することとし、実施地区を追加指定するとともに、通学路警戒活動に役立つ物品を追加して無償貸与する。

・自主防災組織等の地域の各種コミュニティが中心となり、関係団体等と連携を図り、地域の公民館等を防災・防犯活動の拠点（地域安心安全ステーション）とし、地域住民による防災・防犯パトロールや防災訓練などを行うことにより地域の安心安全を確保するための地域安心安全ステーション整備モデル事業を、消防庁と警察庁が連携して行う。

#### 「子ども110番の家」に対する支援

通学路等において、子どもが被害に遭い、又は遭うおそれがある場合における一時的な保護と警察への通報を行う「子ども110番の家」の活動について、保護の要領や警察への通報等に関するマニュアルの作成・配布、講習会の実施等に努める。

#### 学校警察連絡協議会等の活用促進

警察と学校等の間において、児童等の安全や非行防止に関する具体的情報を積極的に交換し、協同して取り組むべき具体的な事案の対応についての協議を行う学校警察連絡協議会（平成17年3月現在2,703組織）等の活用の促進を図る。

#### スクールサポーター制度の活用

少年の非行防止・立直り支援や学校等における児童等の安全の確保、非行・犯罪防止教育の支援、地域安全情報の把握と提供等を行うスクールサポーター（非常勤職員）と

して、退職警察官その他専門知識を有する人材を警察署へ配置する制度の導入を促進する。平成 17 年 4 月現在、9 都府県警察において予算措置している。

#### 子どもの安全に関する情報の効果的な共有システムの構築

安全で安心できる学校を確立するため、IT（携帯電話やパソコン等）を活用し、モデル地域において不審者情報をはじめとする子どもの安全に関する情報を地域で効果的に共有するシステムに係る取組を行うための調査研究を、平成 18 年度から推進する。

### ( 3 ) 情報通信技術の活用

#### 電子タグ、ユビキタスセンサーネットワーク技術を活かした子どもの安全確保

電子タグとネットワークとの融合技術等ネットワークの高度化技術や、ユビキタスセンサー関連技術（複数のセンサー間での自律的な周囲環境等の情報の認識・流通を実現することで状況へのリアルタイムな対応を可能とする技術）等の研究開発を行い、技術の早期実用化を図るとともに、これらの成果を活かした“子どもの安全確保”のための実証実験を行う。

#### ユビキタス子ども見守りシステムの構築手法の普及

電子タグの高度利活用技術やユビキタスセンサーネットワーク技術を活かした“子どもの安全確保のための見守りシステム”の実証実験の結果等を基に、通学路の状況等、様々な周辺環境に適したシステムの構築手法を検討し、その普及を図る。

## 3 犯罪対策

### ( 1 ) 取締りの強化

#### 子どもを対象とする犯罪の検挙の徹底等

子どもが被害者となる犯罪を迅速に検挙するとともに、子どもに対する声かけ事案等、略取誘拐や性犯罪等の重大犯罪の前兆事案とみられるものについては、行為者に対する指導警告等を行う。

### ( 2 ) 再犯防止等

#### 再犯防止対策

受刑者及び保護観察中の者を対象とする「性犯罪者処遇プログラム」を平成 17 年度中に策定し、速やかに実施に移すとともに、再犯防止の観点から、仮釈放審理の充実や保護観察の充実強化を図る。

#### 出所情報の共有

子どもを対象とする暴力的性犯罪の受刑者については平成 17 年 6 月から、法務省と警察庁との間で出所情報を共有し、警察において出所者による再犯防止に向けた措置等を取るようにしたところであるが、引き続きこれを推進し、その効果を検証するとともに、性犯罪を抑止するための方策について、関係省庁が連携して検討する。

### 第3節 既に措置した事項

#### 1 内閣府における最近の対応

「通学路等における子供の安全確保について（依頼）」の通知を发出（平成 17 年 12 月 13 日）

（社）青少年育成国民会議、青少年育成都道府県民会議、青少年育成市区町村民会議に対し、関係機関と連携して各地域における地域防犯への取組に協力するよう、また、関係する青少年団体にも参加を呼びかけるよう依頼。

#### 2 警察庁における最近の対応

「通学路等における子どもの犯罪被害を防止するための諸対策の徹底について」の发出（平成 17 年 12 月 6 日）（文部科学省と連携した通達）

通学路等における子どもの安全を確保するため、都道府県警察に対し、これまでの対策を一層強化するとともに、声かけ事案等不審者情報の迅速かつ正確な把握と情報の共有化、学校、PTA、防犯ボランティア団体、地域住民等との連携の強化、子どもに対する被害防止教育の強力な推進等について指示。

通達のホームページ掲載（平成 17 年 12 月 14 日）

「通学路等における子どもの犯罪被害を防止するための諸対策の徹底について」を、警察庁のホームページに掲載することによって当施策を幅広く周知。

「厚生労働省が所管する放課後児童クラブにおける安全対策について」の发出（平成 17 年 12 月 19 日）

都道府県警察に対し、都道府県及び市区町村の民政主管部、放課後児童クラブと連携した放課後児童クラブにおける児童の安全確保について指示。

#### 3 文部科学省における最近の対応

「幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理について（依頼）」の通知を发出（平成 17 年 11 月 25 日）

登下校時における幼児児童生徒の安全確保について、通学路の要注意箇所の把握、通学安全マップの作成、交番や「子ども 110 番の家」の場所の周知、万一の場合の対処法の指導など、必要な事項について点検を実施する等、保護者、地域社会、警察等の関係機関との連携が必要と提言。

「登下校時における幼児児童生徒の安全管理について」の通知を发出（平成 17 年 12 月 6 日）（警察庁と連携した通知）

安全な通学路の設定と定期的な点検の実施

登下校時の幼児児童生徒の安全管理の徹底

幼児児童生徒に危険予測・回避能力を身につけさせるための安全教育の推進

不審者等に関する情報の共有  
警察との連携  
などについて具体的に提言。

平成 17 年度第 2 回都道府県・指定都市教育委員会教育長会議（平成 17 年 12 月 6 日）  
において、文部科学大臣から子どもたちの安全確保について、万全を期すよう要請

（社）日本 P T A 協議会に対して協力を要請（平成 17 年 12 月 9 日）  
幼児児童生徒の安全確保のために（社）日本 P T A 協議会に協力を要請。

関連通知等について、文部科学省ホームページに掲載（平成 17 年 12 月 9 日）  
「登下校時における幼児児童生徒の安全確保について」等の通知について、文部科学  
省のホームページに掲載することによって幅広く周知。

#### 4 厚生労働省における最近の対応

放課後児童クラブでの安全確保に対する取組をより一層強化するよう協力を依頼  
（平成 17 年 12 月 5 日）

冬休み前の注意喚起として児童館・放課後児童クラブの安全確保に関して再度通知（平  
成 17 年 12 月 14 日）

母親クラブ等による地域のパトロール活動等について更なる尽力を依頼  
（平成 17 年 12 月 5 日）

老人クラブにおける地域の見守り活動を通じた児童の安全確保に向けた取組の推進に  
ついて協力を依頼（平成 17 年 12 月 8 日）

シルバー人材センターにおける登下校時の送迎、パトロール等を通じた児童の安全確  
保に向けた取組の推進について協力を依頼（平成 17 年 12 月 13 日）

児童の安全確保の推進のため、地域において送迎や放課後の預かり等の相互援助活動  
を行うファミリー・サポート・センターの周知を依頼（平成 17 年 12 月 8 日）

## 第二章 犯罪から子どもを守るための総合対策

### 第1節 重点的に推進する事項

#### 1 学校における対策

##### (1) 学校の安全対策の充実

###### 危機管理マニュアルの活用

平成14年4月に学校等に配布した危機管理マニュアルにおいて、日頃から地域と連携し、子どもの安全を守る体制づくりに努める項目として、「子ども110番の家」の所在地や表示、役割などを確認させる、安全マップづくりなどを通して地域での安全確保の重要性を認識させる、犯罪被害にあわないための行動の仕方に加え、犯罪被害が発生した場合や恐れがある場合の行動の仕方について指導する、などの留意点を指摘するとともに、地域安全マップの作成について具体的に解説がなされているところであり、その活用と周知徹底を図る。

###### 学校の安全管理の取組状況に関する実態の把握と結果の周知

学校の安全管理の取組について、学校や地域の状況等を踏まえ、「危機管理マニュアル」の作成や、防犯訓練等の実施、防犯ブザーの配布、防犯カメラ等の防犯監視システムの整備、さすまた等の安全を守るための器具の配備等が進められているところであるが、その一層の推進を図るため、これらの状況等について、実態調査を行うとともに、その結果を広く公表する。

##### (2) 防犯教育の充実

###### 防犯教育の推進(再掲)

幼児児童生徒に対し危険を予測し、回避する能力を身につけさせるように、実践的な安全教育を進めるため、学校における安全教育の資料として教師用の安全教育の参考資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育」を平成13年11月に作成し、配布を行ってきたところであり、その中でも、通学路の要注意箇所のマップの作成・周知、地域の関係機関等の連携、「子ども110番の家」等の登下校時の緊急の際の避難場所の周知、登下校時の緊急の際の対処法の指導など、通学路による登下校の徹底や通学路の要注意箇所の把握について言及しているところであり、教員研修、研究協議会等においてその活用と周知徹底を図る。

##### (3) 学校施設の安全

###### 学校施設の整備指針の整備

これまで、学校施設の安全管理に関する調査研究協力者会議において、学校施設において考慮すべき防犯対策に係る基本的な考え方や、設置者が具体的な防犯対策を計画・設計する際の留意点、今後の推進方策等、学校施設の防犯対策の在り方を総合的に提言(平成14年11月)し、「学校施設整備指針」の防犯対策関係規定を改訂(平成15年8

月、平成 16 年 1 月)するとともに、「学校施設整備指針」の防犯対策関係規定を分かりやすく解説した手引き書を作成してきた(平成 16 年 9 月)ところであり、地方公共団体等に対しその活用と周知徹底を図る。

#### 学校施設の整備に係る経費の補助

公立学校の安全対策を充実するため、公立学校における門、フェンス等の設置・改修に要する経費等安全確保に関し必要な一定規模以上の工事費に対して補助等を引き続き推進する。また、私立学校における安全管理対策のための施設整備事業費の補助を引き続き推進する。さらに、国立大学附属学校についても、校門等への監視カメラ等の防犯装置の設置等を行うとともに、「国立大学附属学校における安全管理の在り方に関する調査研究会報告」をまとめ、各国立大学及び附属学校等に配布してきており、施設整備の一環として行う安全確保に関する経費の補助を引き続き推進する。

#### 学校施設の防犯対策

学校施設の特色ある防犯対策に係る取組事例を作成し、平成 18 年 1 月を目途に地方公共団体等に紹介する。また、学校施設の防犯対策の点検・改善を実効的に実施するためのマニュアルの作成に関する取組事例を作成し、平成 18 年 4 月を目途に地方公共団体等に紹介する。

## 2 地域における対策

### ( 1 ) 犯罪を起こしにくい環境整備

#### 子ども緊急通報装置等の整備(再掲)

通学路、児童公園等に設置され、非常用赤色灯、非常ベル、通報者撮影カメラ、インターホン等を備え、緊急時に警察への通報ができる街頭緊急通報システム(スーパー防犯灯)や子ども緊急通報装置の整備を促進する。子ども緊急通報装置については、平成 14 年度に「子どもを守る緊急支援対策事業」として 47 地区に 329 基、16 年度には補助事業として 6 地区 39 基整備しており、現在までに運用を開始している。

#### 防犯まちづくりの推進(再掲)

地域の防犯性の向上を図るため、公共施設等の整備・管理に当たり、見通しの良い植栽・柵の設置、夜間の暗がり解消に資する照明施設の整備、及び危険が予想される場所での防犯カメラの設置等について、市街地整備の一環として促進し、地域特性に応じた防犯まちづくりを進める。

#### 農山漁村において照明施設の整備等防犯に配慮したむらづくりを推進

地域住民の安全性の向上を図るため、農山漁村における集落道等において、付帯施設として照明施設、防護柵等の設置を推進する。

#### 少子高齢化等に対応した商業施設整備

少子高齢化、環境保全、防犯・防災等に対応するため、商業基盤施設等の個別事業のみならず、安全・安心なまちづくりを目指した街路灯の設置、防犯カメラ付きアーケー

ドの整備など、地域における商店街の果たすべき社会的・公共的役割等の向上を促進する。

## (2) 子どもを守るための諸活動の充実

### 「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」の推進（再掲）

学校内外の見守り等を行う学校安全ボランティア（スクールガード）養成・研修のため、最新の情報、不審者を発見した場合の具体的な対応方法など実践的な事例等を学ぶことができる「スクールガード養成講習会」を推進するとともに、各学校を巡回し、学校安全ボランティア（スクールガード）の指導や警備のポイント等についての指導を行うスクールガード・リーダーの巡回指導等を推進し、全国展開を図る。

また、地域社会全体で子どもたちの安全について取り組むモデル地域を指定し、その取組を支援する。

### 公民館等を活動拠点とするボランティア活動の支援（再掲）

・公民館等の活動拠点を中心としたボランティアによる自主防犯活動を支援する「地域安全安心ステーション」モデル事業を拡充することとし、実施地区を追加指定するとともに、通学路警戒活動に役立つ物品を追加して無償貸与する。

・自主防災組織等の地域の各種コミュニティが中心となり、関係団体等と連携を図り、地域の公民館等を防災・防犯活動の拠点（地域安心安全ステーション）とし、地域住民による防災・防犯パトロールや防災訓練などを行うことにより地域の安心安全を確保するための地域安心安全ステーション整備モデル事業を、消防庁と警察庁が連携して行う。

### 「子ども 110 番の家」に対する支援（再掲）

通学路等において、子どもが被害に遭い、又は遭うおそれがある場合における一時的な保護と警察への通報を行う「子ども 110 番の家」の活動について、保護の要領や警察への通報等に関するマニュアルの作成・配布、講習会の実施等に努める。

### 学校警察連絡協議会等の活用促進（再掲）

警察と学校等の間において、児童等の安全や非行防止に関する具体的情報を積極的に交換し、協同して取り組むべき具体的な事案の対応についての協議を行う学校警察連絡協議会（平成 17 年 3 月現在 2,703 組織）等の活用の促進を図る。

### スクールサポーター制度の活用（再掲）

少年の非行防止・立直り支援や学校等における児童等の安全の確保、非行・犯罪防止教育の支援、地域安全情報の把握と提供等を行うスクールサポーター（非常勤職員）として、退職警察官その他専門知識を有する人材を警察署へ配置する制度の導入を促進する。平成 17 年 4 月現在、9 都府県警察において予算措置している。

### 地域における防犯意識を高めるための教育・啓発活動の推進

平成 17 年 6 月の「安全・安心なまちづくり全国展開プラン」（犯罪対策閣僚会議決定）における指摘を踏まえ、広く地域の安全・安心な環境づくりを図り、子どもの安全確保

にも寄与することとなる防犯教育・啓発活動、防犯ボランティア活動を、文部科学省と警察庁が連携しつつ、積極的に推進するため、平成 17 年 9 月にその趣旨を通知したところであり、警察庁と連携の上、公民館、生涯学習推進センター等における防犯教育・啓発活動、防犯教室・訓練、防犯活動を積極的に推進するとともに、「地域ボランティア活動推進事業」の活用などによる、防犯ボランティア活動実施の際の、講師派遣や各種指導・助言にかかる体制整備を図り、地域住民の防犯ボランティア活動への参加を促進する。

#### 安全で安心な子どもの活動拠点（居場所）の確保

学校の校庭や余裕教室等に安全・安心して活動できる子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の大人の協力を得て、放課後や週末における様々な体験活動や地域住民との交流活動等を実施する「地域子ども教室推進事業」を展開し、安全・安心な事業の実施に当たり、基本的な留意点等をまとめた「安全管理マニュアル」を平成 16 年 5 月に策定したところであり、その周知徹底を図るとともに、子どもたちの下校時間までの待機についても考慮した対応を図る。

#### 子どもたちの下校時間までの待機スペースの設置

下校時間の早い小学校低学年の子どもたちを、高学年の子どもたちと一緒に集団下校させるなど、子どもたちを一人で下校させないために、地域住民が低学年の子どもたちを見守りつつ、様々な交流活動を行う安全・安心な活動場所（子ども待機スペース）を学校の余裕教室等に設置する。

#### 地域で子どもを見守る全国ネットワークシステムの構築

全国各地で実施されている「子どもを見守る」活動について、取組状況や実施方法、効果等について情報を一元的に集約し、都道府県別や方策別に、インターネットを活用して検索・閲覧ができる全国ネットワークシステムを構築することにより、このような取組のない地域へノウハウを提供するとともに、地域における取組の一層の支援を図る。

#### 児童館・放課後児童クラブにおける子どもの安全確保

子どもが安全・安心して過ごせる児童館や放課後児童クラブの設置の促進を図る。また、児童の来所・帰宅における安全確保のため、市町村や児童館・放課後児童クラブでの必要な点検項目を示したチェックリストを発出（平成 17 年 12 月 14 日）したところであり、その周知の徹底に努める。

#### 学習塾における児童生徒の安全の確保

（社）全国学習塾協会に対し平成 17 年 12 月 12 日付けで指導文書を発出し、安全を重視した学習環境の整備、教職員の資質の向上、通塾時における安全の確保などについて、詳細なガイドラインを策定し、会員に対する指導を行う等、学習塾における児童生徒の安全を確保するための万全の方策を早急に講じるよう指導したところであり、引き続き指導の徹底に努める。

#### コンビニエンスストアのセーフティステーション化

コンビニエンスストアに対し、「子ども110番の家」の指定、警察官や防犯ボランティアの継続的な立寄り、地域安全情報の提供等について協力。

また、(社)日本フランチャイズチェーン協会が実施する「コンビニエンスストア・セーフティステーション活動(子どもの駆け込みへの対応、緊急通報の支援等)」の全国展開(平成17年10月から)を積極的に支援する。

#### 家庭教育における防犯教育の充実

平成11年から、乳幼児や小中学生を持つ全国の親に対し、家庭教育手帳を作成・配布しているところであり、平成16年より内容の改善・充実に努め、その中で「危険を知ることが、身を守ることに繋がる」「子どもに危険や事故の防止、対処の仕方について教える」といった記述を盛り込み、子どもを守るための各家庭での意識の啓発を促進しているところであり、引き続き意識の啓発に努める。また、平成17年12月9日、幼児児童生徒の安全確保のために(社)日本PTA協議会に協力を要請したところであり、学校とPTAの連携の強化等に努める。

#### 青少年の健全育成環境の整備

青少年を取り巻く環境の整備という課題に、国、地方公共団体、関係業界団体及び国民が一体となって取り組むため、平成16年4月に、国が取り組む事項、国から地方公共団体に要請する事項及び国から関係業界団体等へ要請する事項について取りまとめた「青少年を取り巻く環境の整備に関する指針」を策定したところであり、引き続き青少年の健全な育成に配慮した環境整備に関する施策の推進を図る。

#### インターネット上の違法・有害情報に対するプロバイダ等による自主的措置等の検討

平成17年8月から、インターネット上の違法・有害情報に対するプロバイダ等による自主的措置及びこれを効果的に支援する方策等について研究会を開催し、検討を行っている。平成18年7月を目途にとりまとめを行うとともに、必要に応じて中間的なとりまとめを行う。

#### インターネット上の自殺予告事案への対応に関するガイドラインの策定

総務省及び警察庁の支援のもと、電気通信関連団体において、警察からプロバイダ等に対してインターネット上の自殺予告者に関する発信者情報の開示を求める手続及びこれを受けたプロバイダ等において情報開示を行う際の判断基準等を整理したガイドラインを平成17年10月に策定し、運用している。

#### 女性・子どもを守る施策実施要綱に基づく対策の推進

警察では、「女性・子どもを守る施策実施要綱」(平成11年12月16日)に基づき、子どもが被害者となる犯罪その他の事案につき、ボランティア、自治体等との連携による子どもを守る施策の推進や児童虐待に対する取組みの強化及び被害少年の保護等の被害に遭った子どもへの支援等を行う。

### ( 3 ) 情報通信技術の活用

#### 地域安心安全情報ネットワークの構築

地域住民、地方公共団体等が地域の安心安全情報を電子掲示板、電子地図、電子メール等により提供・発信し、共有する“地域安心安全情報共有システム”を希望する地方公共団体に無償で配布し、地域の安心安全の確立への取組を支援する。

#### モバイルフィルタリング技術の研究開発

子どもを有害サイト等から保護することを目的として、現在パソコン向けに実現・普及しているフィルタリング機能をモバイル（携帯電話等）向けにも実現するための研究開発を進め、平成 18 年 3 月までに最終成果を取りまとめる。

## 3 犯罪対策

### ( 1 ) 取締りの強化

#### 子どもを対象とする犯罪の検挙の徹底等（再掲）

子どもが被害者となる犯罪を迅速に検挙するとともに、子どもに対する声かけ事案等、略取誘拐や性犯罪等の重大犯罪の前兆事案とみられるものについては、行為者に対する指導警告等を行う。

#### 地方警察官の増員

深刻な治安情勢に的確に対応し、危機的状況にある治安を回復するため、平成 17 年度からの 3 か年約 1 万人増員計画の確実な達成を図る。

#### いわゆる出会い系サイトに係る児童の性犯罪被害等の防止

いわゆる出会い系サイトに係る児童の性犯罪被害等を防止するため、出会い系サイトを利用した児童への性的誘引等への取締りを強化するとともに、児童の出会い系サイト利用を防止するため、出会い系サイト事業者に対する指導の強化等を図る。

#### インターネット上の違法・有害情報対策

インターネット上の違法・有害情報による子どもへの悪影響を抑止するため、サイバーパトロールを的確に実施し、インターネット上の違法情報の取締りを強化する。また、インターネット上の違法・有害情報に関する国民への窓口機能の強化を図るため、違法・有害情報を通報する専門窓口を設置するための検討を引き続き行う。

#### 外国人の入国管理の適正化

テロリスト、犯罪者あるいは不法滞在を目的とする外国人の流入を水際で確実に阻止するため、引き続き厳格な入国審査を実施するとともに、関係機関とも連携してバイオメトリクスを活用した出入国審査体制の整備を進め、偽変造文書対策を推進する。

## (2) 再犯防止等

### 再犯防止対策（再掲）

受刑者及び保護観察中の者を対象とする「性犯罪者処遇プログラム」を平成17年度中に策定し、速やかに実施に移すとともに、再犯防止の観点から、仮釈放審理の充実や保護観察の充実強化を図る。

### 出所情報の共有（再掲）

子どもを対象とする暴力的性犯罪の受刑者については平成17年6月から、法務省と警察庁との間で出所情報を共有し、警察において出所者による再犯防止に向けた措置等を取るようにしたところであるが、引き続きこれを推進し、その効果を検証するとともに、性犯罪を抑止するための方策について、関係省庁が連携して検討する。

### 電気通信サービスの不適正利用に関する調査研究

インターネット上の違法・有害情報、匿名性の高い携帯電話を利用した犯罪、フェーミング等の新たな手口の横行等、電気通信サービスの不適正利用に関する実態調査・分析を行う。

## 第2節 既に措置した事項

### 1 経済産業省における最近の対応

（社）全国学習塾協会に対し指導文書を発出（平成17年12月12日）

安全を重視した学習環境の整備、教職員の資質の向上、通塾時における安全の確保などについて、詳細なガイドラインを策定し、会員に対する指導を行う等、学習塾における児童生徒の安全を確保するための万全の方策を早急に講じるよう指導文書を発出。

（備考）

この「犯罪から子どもを守るための対策」については、今後の犯罪情勢や関係機関における取組の状況等を踏まえ、必要に応じ、見直しを行うものとする。

警察庁丙生企発第 6 4 号  
平成 1 6 年 1 1 月 8 日  
警察庁生活安全局長

犯罪に強い地域社会の再生に向けた地域住民の各種活動に対する支援の充実・強化の推進について（抜粋）

### 第 1 「「犯罪に強い地域社会」再生プラン」に沿った施策の推進

依然として高い水準にある刑法犯の認知件数や多発する街頭犯罪・侵入犯罪、来日外国人犯罪など、最近の治安情勢は、国民が犯罪被害の不安をより身近に感じる状況にあることを受け、防犯ボランティア団体の結成等により自らの手で身近な犯罪を抑止しようとする気運が国民の間に高まりを見せている。

他方、我が国の地域社会がかつて有していた犯罪の抑止機能の低下が現在の治安悪化の一因であるとの指摘がなされる中、地域住民による自主的な防犯活動の活性化は、警察にとっても重要な課題となっている。

警察では、これまでも地域における犯罪、事故、災害等（以下「犯罪等」という。）の発生を防止し、地域住民の安全を守るため地域安全活動の的確な推進に努めてきたところであり、平成 1 5 年 8 月に策定した「緊急治安対策プログラム」においても、地方公共団体、ボランティア等との連携による街頭犯罪・侵入犯罪抑止総合対策の推進を規定している。また、平成 1 5 年 1 2 月に犯罪対策閣僚会議が策定した「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」においても、治安回復のための 3 つの視点として「国民が自らの安全を確保するための活動の支援」と「犯罪の生じにくい社会環境の整備」が掲げられているところである。

こうした動向を踏まえ、警察庁では、平成 1 6 年 6 月に自主防犯活動を活性化するための施策の全体像を示すものとして別添 1 のとおり「「犯罪に強い地域社会」再生プラン」（以下「再生プラン」という。）を取りまとめたところであり、各都道府県警察において、再生プランに沿って自主防犯活動の活性化のための施策を推進することが必要である。

### 第 2 自主防犯活動の支援についての基本的考え方

安全で安心できる地域社会とは、犯罪等の被害に遭うのではないかという不安を誰もが身近に感じることなく生活できる社会である。

警察は、地域における犯罪等の防止を図る責務を有しているが、その効果を挙げるためには、幅広い地域住民が自主防犯活動に積極的に取り組むことが不可欠であり、自主防犯活動に当たる地域住民を支援し、その活性化を図ることは、警察にとって重要な課題である。

### 第 3 自主防犯活動の活性化のための警察の取組み

#### 1 自主防犯活動に対する警察の支援

警察が支援を行うべき自主防犯活動の例としては、別添 2 に掲げるとおりとし、支援は概ね次に掲げる内容に沿って行うものとする。

なお、地域住民の要望や地域の実情に応じ、別添 2 に掲げるもの以外の活動であっても地域の安全と安心の確保に資する活動に対しては必要な支援を行うなど、自主防犯活動の効果

が挙がるよう臨機の対応に努めること。

(1) 適切な情報の提供

効果的な自主防犯活動が行われるためには、警察から、地域住民にとって身近な犯罪等の発生状況や犯罪類型別の被害防止方法等地域の安全確保にとり必要な情報（以下「地域安全情報」という。）が提供されることが基礎となることから、地域住民が自主防犯活動に取り組み、一層活動を充実させる契機となるような適切な地域安全情報の提供を推進すること。

その際、受け手である地域住民の立場に立った情報提供を基本として、インターネット、携帯電話等のITを活用した新たな媒体と、ミニ広報誌、新聞折込チラシ、あるいは口頭によるもの等従来からの手法とを併せて活用するなど効果的な情報提供の仕組みづくりに努めること。

(2) 防犯講習・防犯訓練等の実施

自主防犯活動として取り組まれている活動のうち参考となるものの例、地域住民が防犯パトロールを実施する際の留意事項、防犯ブザー等防犯用装備資機材の効果的な使用方法等、地域住民が自主防犯活動に取り組むに当たり必要となる知識及び技能の向上を図るための防犯講習や防犯訓練を積極的に実施すること。

あわせて、自主防犯活動を行う団体との合同パトロールの実施など、実際の活動を通じた自主防犯活動のノウハウの伝授にも取り組み、顔の見える支援に努めること。

また、地域における安全と安心の確保のためには、地域住民一人一人の防犯意識の高揚と自らの安全を守るための防犯対策が前提となることから、侵入手口を踏まえた防犯対策の普及のため、防犯設備士等の専門家の参加を得、犯罪類型、対象者等に応じたより効果的な方法を選んで防犯教室を開催するなど、参加・体験・実践型の防犯学習の機会を確保するよう努めること。

(3) 自主防犯活動を行う団体等に対する活動経費の支援

自主防犯活動は、町内会・自治会等の地縁に基づく団体、商店街、PTA、特定非営利活動団体、学生のボランティア団体等様々な団体・組織により行われているが、これらの団体・組織は経済的基盤が脆弱であることも多く、自主防犯活動を継続的かつ恒常的なものとするためには財政面の支援の充実が不可欠であることから、被服、防犯用装備資機材の整備やボランティア保険の加入に要する費用等自主防犯活動に要する経費の支援に努めること。

(4) 「子ども110番の家」等既存の防犯ボランティアとの連携の確保

地域において「子ども110番の家」等として活動している個人、商店等や職域防犯団体等の団体など既存の防犯ボランティアに対しても、引き続き(1)から(3)までに掲げるところを踏まえた支援の充実に努めるとともに、必要に応じて地域における自主防犯活動への参加を促すなど、自主防犯活動を行う各主体間の連携の確保がなされるよう調整に努めること。

2 地域安全安心ステーションの整備の促進

自主防犯活動を継続的かつ恒常的なものとするためには、自主防犯活動のための拠点を確保し、これを中心とした活動を実施することが特に有効であることから、再生プランにおい

ては自主防犯活動の拠点となる「地域安全安心ステーション」の整備を全国的に促進することを打ち出したところである。

各都道府県警察においては、公民館、消防団拠点等の公的施設、更には空き家、空き店舗等既存の施設を活用するほか、利用可能な交番・駐在所のコミュニティルームを活用するなどにより、地域住民、地域の防犯ボランティア団体が管理、運営する地域安全安心ステーションの整備に協力するとともに、別添2に掲げる自主防犯活動が幅広く行われるための拠点となるよう、1に定めるもののほか、情報の集約、発信等のためのパソコン、インターネット環境の整備や、警察官（特に地域安全安心ステーションを所管区内に有する交番、駐在所の地域警察官）による定期的な立ち寄り等による住民と警察との親和の確保に努めること。

### 3 地方公共団体や消防との連携

自主防犯活動に対する支援は、警察のみならず、都道府県の他の執行機関や市町村、消防と連携・協力しつつ、それぞれが役割を果たしていくことが必要である。

自主防犯活動が継続的に推進されるようにするため、自主防犯活動の支援に係る事業費、防犯協会その他の防犯活動を行う団体に対する補助金及び防犯灯の設置等に要する経費の予算措置が講じられるようにするほか、防犯意識の高揚や防犯まちづくりなどに関する都道府県条例、市町村条例の制定等を提案するなど、警察のみならず都道府県としての推進態勢を整備するとともに、警察と市町村との連携態勢の構築に取り組むこと。

また、消防は、地域における災害予防等の活動を行っており、中でも地域に根ざした活動を行う消防団については、その活動の過程において防犯活動への協力を求めることが可能であり、警察と消防団との間で協定を取り交わすなどの例もみられるところであるので、更に積極的な連携・協力に取り組むこと。

なお、消防の任務等については消防組織法（昭和22年法律第226号）により定められており、消防との連携に当たっては法令上一定の制約があることを認識するとともに、ボランティアとしての協力等幅広い観点からの連携方策を検討するものとする。

### 4 防犯協会との連携

防犯協会は、これまで自ら自主防犯活動の中核となって活動に当たってきたところであるが、最近の自主防犯活動においては防犯協会以外の防犯ボランティア団体が行っているものも目立つようになっている現状を踏まえ、各都道府県警察において防犯協会の果たすべき役割の見直しを行うこと。

この場合においては、防犯連絡所、防犯指導員、地区防犯協会等防犯協会の各段階を構成する組織やスタッフと防犯ボランティアとの連携の促進及び防犯協会の行う活動の活性化を図るため、警察から適切な助言、指導を行うこと。

また、防犯協会から、活発な活動を実施している防犯ボランティア団体に対して被服等の資機材や活動経費の支援が行われている例があることにかんがみ、防犯協会に対する助成等の適切な措置が講じられるよう配慮すること。

### 5 生活安全産業関係者等との連携

警備業、防犯設備関連業、錠取扱業等日常の生活における防犯システムを構成する生活安全産業を営むものに対して、業種の特性をいかし、自主防犯活動への参加と支援を行うよう要請するとともに、防犯講習や防犯訓練、防犯相談、安全・安心まちづくりなどの幅広い活

動に際し、生活安全産業に携わる専門家の協力が確保できるよう連携態勢の構築に努めるものとする。

また、地域の企業に対しては、企業内防犯責任者を選任するよう要請し、これとの連携にも努めるものとする。

#### 第4 施行上の留意点

##### 1 地域安全情報の的確な把握と分析

地域住民が真に必要とする情報を提供するため、生活安全・地域警察部門においては、刑事部門、交通部門等との緊密な連携の下に、地域安全情報の的確な把握と分析に努めること。また、迅速な提供を可能とするためのシステム整備に努めること。

情報の収集、分析に当たっては、地域住民の要望に適合した情報提供を可能とするため、小学校区や町丁目（町会）単位など警察署の管轄区域よりも小さく地域住民にとって身近で地縁のある範囲を単位とするよう努めるものとする。特に、地域住民が身近に不安を感じるような犯罪が発生した場合には、刑事部門との緊密な連携の下に、防犯対策上必要な資料を収集するため犯罪現場臨場に努め、適時適切な防犯指導を行うものとする。

##### 2 地域における自主防犯活動実態の把握と住民の要望に即した支援の実施

地域においてどのような自主防犯活動が行われているかを把握することは、自主防犯活動に対する支援の充実、強化に当たって必須の前提であり、各警察署において、それぞれの警察署の管内で自主防犯活動を行っている団体・組織の把握に努めること。

また、自主防犯活動の支援は、地域の特性、地域住民の要望などに即したものとなる必要があり、防犯講習会等の会合を開催する場合には休日、夜間等に時間を設定することを考慮するなど、地域住民の立場に立った支援の実施に努めること。

なお、実態の把握及び支援の実施に当たっては、いやしくもプライバシー等個人の権利侵害にわたったり、地域住民の自主性を損うものとなったりすることのないよう留意すること。

##### 3 警察の組織、運営の強化

###### (1) 自主防犯活動の支援に当たる担当者の配置等

警察署、警察本部の生活安全部門に、自主防犯活動を行う団体との連絡や指導、自主防犯活動を行う団体間の活動の調整、地域の安全と安心に関する住民の要望の把握等を行うとともに、地域住民への情報提供、合同パトロール、防犯講習・防犯訓練の実施等現場において自主防犯活動の支援に当たる自主防犯活動支援担当者を配置し、自主防犯活動に取り組む地域住民に対するきめ細かな支援を実施すること。

特に、警察署に配置される自主防犯活動支援担当者は、交番、駐在所の地域警察官と協力しつつ、地域住民と一体となった活動に当たるよう努めるものとする。

なお、より充実した支援を実施するため、自主防犯活動支援担当者は可能な限り専従とするよう配慮すること。

###### (2) 防犯活動アドバイザーの配置

自主防犯活動支援担当者の活動を補完する防犯活動アドバイザーとして、防犯活動について知識、経験を有し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者のうちから警視総監又は道府県警察本部長が委嘱する。

人格や行動について、社会的信望を有すること。  
職務の遂行に必要な熱意と時間的余裕を有すること。  
健康で活動力を有すること。

防犯活動アドバイザーの運用については、地域住民による防犯パトロールへの同行や防犯講習会等の開催への協力等のほか、自主防犯活動を行う地域住民や防犯協会等との連携・調整役を果たすことを目的とし、その配置の促進を図るものとする。また、その選任に当たっては、退職警察職員のみならず、防犯設備士の資格を有する者、元教育関係者等その幅広い専門的知識・経験が効果的に活用されるよう実働能力を有する者の選任に配慮するものとする。

### ( 3 ) 表彰の実施

自主防犯活動に関する表彰を積極的に実施する。

この場合においては、自主防犯活動の支援に功労のあった生活安全部門や地域部門を始めとする地域安全活動に従事する警察職員のみならず、自主防犯活動を行っている地域住民や防犯ボランティア、地区防犯協会職員、防犯指導員等の個人又は団体の積極的な賞揚に努めること。

・ 繁華街・ 歓楽街の再生

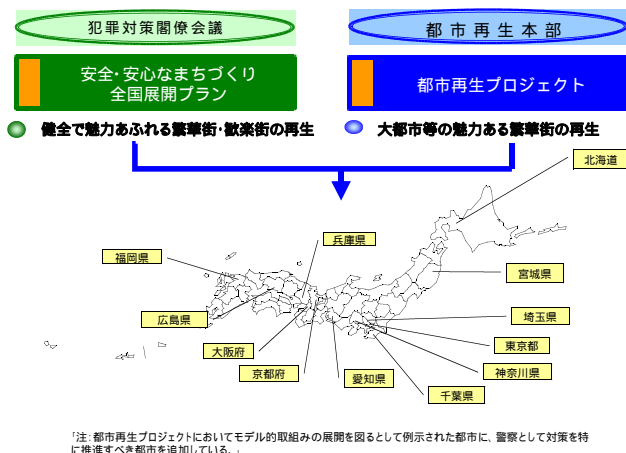
関連資料

繁華街再生11地区 実務担当者会議資料	繁華街・歓楽街を再生するための 総合対策の推進	平成18年10月27日 警察庁
<p><b>1 犯罪対策閣僚会議と都市再生本部の連携</b></p> <p>近年、住居に犯罪者が侵入したり、街頭で犯罪の被害に遭ったりする事案が多発しているほか、子どもをねらった凶悪犯罪が続発している。また、人々が行き交う繁華街・歓楽街では、風俗店の違法営業が横行するなど風俗環境の悪化が進む一方、街が犯罪組織の活動拠点となっている。</p> <p>これに不安を覚える全国の地域住民の間では、警察等の取締りだけに頼るのではなく、自主的にパトロールや地域安全情報の発信を行うなど、自らの手で街の安全・安心を確保しようとする気運が高まっている。また、市区町村や事業者等も関与しながら、犯罪対策とまちづくりの施策を融合させ、平穩に生活できる街、健全なにぎわいのある街を再生しようとする動きも拡大している。</p> <p>政府では、こうした地域の自主的な取組みを支援し、官民連携した安全で安心なまちづくりを全国に展開するため、平成17年6月、犯罪対策閣僚会議と都市再生本部の合同会議を開催し、「安全・安心なまちづくり全国展開プラン」及び都市再生プロジェクト「防犯対策等とまちづくりの連携協働による都市の安全・安心の再構築」を決定し、両者調和させて推進していくこととした。警察庁及び都道府県警察も、これらの取組みに積極的に参画している。</p> <p><b>2 「安全・安心なまちづくり全国展開プラン」</b></p> <p>このプランは、官民連携した安全・安心なまちづくりに関し、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」(平成15年12月犯罪対策閣僚会議決定。)を補完するとともに、更にこれを加速化させるため、当面重点的に推進すべき施策を取りまとめたものである。同プランには、次の三つの重点課題別に合計61の推進施策が盛り込まれている。</p> <p><b>(1) 住民参加型の安全・安心なまちづくり全国展開</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ モデル事業・モデル調査の全国的実施</li> <li>・ 防犯ボランティアと防災ボランティアの連携強化</li> <li>・ 防犯ボランティア全国ネットワークの形成</li> <li>・ 安全・安心なまちづくりデータベースの構築</li> <li>・ 地域安心安全情報ネットワークの構築</li> <li>・ 内閣総理大臣による表彰制度の新設 等</li> </ul> <p><b>(2) 住まいと子どもの安全確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都市再生整備計画に基づく安全・安心なまちづくり</li> <li>・ 防犯性能の高い公的賃貸住宅等の整備</li> <li>・ 住宅の購入・注文時における防犯性能の表示</li> <li>・ 地域ぐるみの学校安全体制の整備</li> <li>・ コンビニエンスストア、ガソリンスタンド、大規模小売店舗等による地域安全活動の全国展開等</li> </ul> <p><b>(3) 健全で魅力あふれる繁華街・歓楽街の再生</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 違法性風俗店、暴力団、人身取引等の取締りの強化</li> <li>・ 街ぐるみの環境浄化活動の展開</li> <li>・ 取締りにより生じた空きビル・空き店舗の転用</li> <li>・ 落書きや違法広告のしにくい美しい街並みの形成</li> <li>・ 歩行者優先の道路空間整備と違法駐車対策</li> <li>・ 違法性風俗店や暴力団の入居阻止 等</li> </ul>		

### 3 繁華街・歓楽街を再生するための総合対策の推進

全国各地の繁華街・歓楽街における風俗環境は、取締り等の強化により改善されつつあるものの、依然いかがわしい広告や悪質な客引き行為が後を絶たず、また、暴力団や来日外国人犯罪組織による資金の獲得や謀議、情報交換の拠点となっているなど憂慮すべき状況にある。

「安全・安心なまちづくり全国展開プラン」及び都市再生プロジェクト「防犯対策等とまちづくりの連携協働による都市の安全・安心の再構築」には、それぞれ「健全で魅力あふれる繁華街・歓楽街の再生」及び「大都市等の魅力ある繁華街の再生」が盛り込まれている。主要な繁華街・歓楽街を管轄する都道府県警察では、それぞれの繁華街・歓楽街が健全で魅力あふれるものとして再生することを目指し、繁華街・歓楽街における違法性風俗店、不法就労、暴力団等の犯罪組織等に対する取締りを行うとともに、街の新たな魅力づくりとの効果的な融合を目指した取組み等を推進している。



#### (1) 違法性風俗店、客引き及び無料風俗案内所等の取締り

繁華街・歓楽街の多くの地域では、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営適正化法」という。）等により、客に性的なサービスを提供する個室付浴場業や店舗型ファッションヘルスの営業が禁止されているが、エステティックサロンやマッサージ店を装って、店舗型ファッションヘルス営業を営む者が後を絶たず、また、最近では、接待飲食店営業等の風俗営業の許可を取得して合法的な営業を装いつつ、店内を改装して店舗型ファッションヘルスを営む者も少なくない。このような違法営業に対する取締りを強化するため、風営適正化法の改正が行われ罰則が強化された。

また、最近では、「カラス族」と呼ばれる黒い服を着たホストクラブ店員等や、「韓国エステ」、「中国エステ」と称する店舗型ファッションヘルス営業の従業員等が、客引きをするために通行人に付きまったり、その進路に立ちふさがりなどしているほか、性的サービスを提供する店舗が入っている雑居ビルの壁面や無料風俗案内所等と称する店舗の出入口等に、卑わいな看板、ポスターが多数掲出されるなどしており、警察では、これらの行為を禁止する条例等による一斉取締りを実施するなど、対策を強化している。

風営適正化法の改正では、これらの対策を強化するため、客引きのための付きまとい、立ちふさがり行為を禁止するとともに、ポスターの掲出やビラの配布等による性風俗店の広告宣伝の規制を強化し、これらの違反について罰則を設けている。

## 【事例1】

店舗型ファッションヘルス経営者（59）らは、平成15年7月、条例により営業が禁止された地域においてカフェー営業を営むとして、不正の手段により広島県公安委員会から風俗営業の許可を取得し、17年1月までの間、店舗型ファッションヘルスを営業した。また、無料風俗案内所経営者（38）は、同ファッションヘルスが違法営業であることを承知の上、客を勧誘し、同ファッションヘルスに紹介した。同年2月、同ファッションヘルス経営者らを風営適正化法違反（許可不正取得、禁止地域営業）で、同風俗案内所経営者を同法違反（禁止地域営業）幫助で逮捕した（広島）。

### (2) 繁華街・歓楽街における犯罪組織の取締り

暴力団は、依然として各地の繁華街・歓楽街において、違法性風俗店や違法カジノ店等の経営への関与、規制薬物の密売、性風俗店や飲食店等からのみかじめ料、用心棒料等の徴収を資金源とするなど、不当な資金獲得活動を活発に行っている。

また、繁華街・歓楽街においては、利権をめぐる暴力団同士又は暴力団と外国人犯罪組織等との対立事案が発生している。警察では、各種法令を駆使して取締りを強化している。

### (3) 関係行政機関・防犯ボランティア団体との連携

警察では、繁華街・歓楽街を健全で魅力あふれるものとして再生することを目指し、入国管理局、消防等の関係行政機関と連携して、合同の取締り・立入調査を行っているほか、防犯ボランティア団体、商店街振興組合等と連携し、合同パトロール、街の環境浄化、暴力団排除活動等の取組みを推進している。

## 【事例2】

警視庁では、新宿歌舞伎町地区において、消防及び新宿区役所と合同で立入検査を行い、雑居ビル等に入居する性風俗営業等の営業形態、防火管理の状況等を把握し、指導取締りを推進しているほか、歌舞伎町ルネッサンス推進協議会のクリーン作戦プロジェクトに参画し、ボランティア等と共に、違法に設置された看板、露店等に関する指導・警告等、環境浄化に向けた活動を推進している。

### (4) 交通秩序の回復・向上と健全なにぎわいの創出

繁華街・歓楽街では、違法駐車、道路上での営業を不法に常態化している露店や屋台、道路上に不当に設置された性風俗店の立て看板等により、交通秩序が乱されている実態がみられる。警察では、繁華街・歓楽街における交通秩序を回復・向上させるため、道路管理者等と連携して、ボラードの設置等の車道狭隘化を進めるとともに、悪質性、危険性、迷惑性の高い違法駐車や道路不正使用に対する指導取締りを行っている。また、健全なにぎわいを創出するため、地方公共団体等が関与して地域活性化のためにイベント等が行われる場合には、その社会的意

義を考慮しつつ、イベント等の開催に必要な道路使用の許可手続が円滑に進められるよう努めている。

### 【事例 3】

新宿歌舞伎町地区の通称花道通りは、従来から、暴力団関係車両等の無秩序な路上駐車が多かったことから、警視庁では、集中的な違法駐車取締りを行うとともに、新宿区、地元住民等と連携し、法定駐停車禁止区間の車道両側にポラードを設置して車道幅員を狭めることにより、路上駐車の整序化と暴力団関係車両の排除を行っている。また、18年度には、新宿区が行う車道及び歩道の整備事業に協力し、安全で快適な歩行空間を確保することとしており、これらの取組みにより、同地区における交通秩序の回復・向上を図っている。



ポラード設置前(左)、ポラード設置後(中)、車道・歩道整備事業実施後のイメージ(右)

#### (4) 繁華街・歓楽街における魅力あるまちづくりへの取組み

繁華街・歓楽街における魅力あるまちづくりのためには、関係者の間で、繁華街・歓楽街が抱える問題点について十分な議論を尽くし、その再生のために何が必要であるかについて合意を形成することが不可欠である。警察としても、これまで、市区町村、地域住民、事業者や関係機関等から構成される協議会等の設置に向けた働き掛けを行ってきたところであるが、今後、より一層、このような官民協働体制の整備に向けた働き掛けを強化するとともに、既に立ち上げられているまちづくりに関する協議会等に積極的に参画し、必要な情報を提供し、意見を述べるなどして、魅力ある繁華街・歓楽街の再生に向けた取組みを積極的に支援していくこととしている。

### 【事例 4】

東京都新宿区の歌舞伎町地区では、17年1月、歌舞伎町ルネッサンス推進協議会が設置され、地元商店街・町会・事業者や、東京都、新宿区、警視庁、東京消防庁、東京入国管理局、警察庁その他の国の関係省庁等が参画し、歌舞伎町地区の安全・安心と環境美化を推進するとともに、健全で魅力あふれるまちづくりを進め、歌舞伎町から新たな文化を創造し、発信していくことにより、安全な歌舞伎町地区を築き、だれもが安心して楽しむことができる街へと再生するための総合的な対策が推進されている。これまで協議会は3回開催され、各機関等の取組み状況や今後の展開の方向性について意見交換が行われた。

【事例5】

17年12月、大阪市のミナミ地区では、「ミナミ再生」をテーマに地元商店会、地元住民、経済界、大阪府、大阪市及び大阪府警察からなるミナミ活性化協議会を設立し、健全で魅力あるまちづくりを目指した活動方針を取りまとめた。また、ミナミ地区をパレードし、「ミナミ再生」に向けた意識の醸成を図っている。



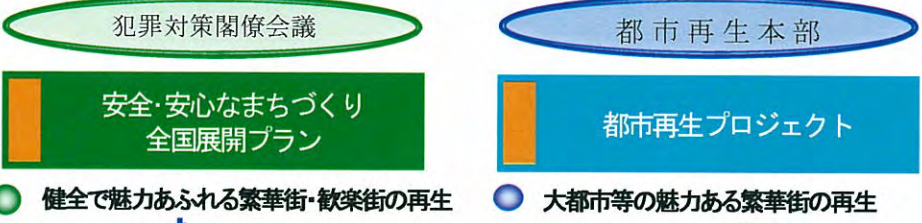
啓発パレード



はみ出し看板対策

# 繁華街・歓楽街総合対策の推進

資料5-2



★ 繁華街・歓楽街における魅力あるまちづくりへの取組み



★ 違法性風俗店、客引き及び無料風俗案内所等の取締り

★ 交通秩序の回復・向上と健全なにぎわいの創出

★ 関係行政機関・防犯ボランティア団体との連携

★ 繁華街・歓楽街における犯罪組織の取締り



# 警視庁

Metropolitan  
Police Department

[トップ](#) / [安全な暮らし](#) / [街頭防犯カメラシステム](#)

## 街頭防犯カメラシステム

警視庁では、繁華街等の防犯対策の一環として、「街頭防犯カメラシステム」を導入しました。

これは、犯罪が発生するがい然性の極めて高い繁華街等における犯罪の予防と被害の未然防止を図るため、公共空間に防犯カメラを設置し、撮影した映像を常時モニター画面に映し出し、これを録画するものです。

新宿区歌舞伎町地区(平成 14 年 2 月 27 日運用開始)  
渋谷区宇田川町地区(平成 16 年 3 月 22 日運用開始)  
豊島区池袋地区(平成 16 年 3 月 24 日運用開始)  
台東区上野 2 丁目地区(平成 18 年 2 月 15 日運用開始)  
港区六本木地区(平成 19 年 3 月 20 日運用開始)

### システムについて

歌舞伎町地区に、ドームカメラ 36 台、固定カメラ 18 台、高感度カメラ 1 台の計 55 台を設置し、各カメラが撮影した映像は、新宿警察署及び警視庁本部に送られています。

宇田川町地区にドームカメラ 10 台を設置し、各カメラが撮影した映像は、渋谷警察署及び警視庁本部に送られています。

池袋西口地区にドームカメラ 28 台、東口地区にドームカメラ 7 台を設置し、各カメラが撮影した映像は、池袋警察署及び警視庁本部に送られています。

上野 2 丁目地区にドームカメラ 15 台を設置し、各カメラが撮影した映像は、上野警察署、本富士警察署及び警視庁本部に送られています。

六本木地区にドームカメラ 35 台を設置し、各カメラが撮影した映像は、麻布警察署及び警視庁本部に送られています。

## 運用について

---

警視庁では、街頭防犯カメラシステムを整備・運用するにあたり、財団法人都市防犯研究センターに調査研究を委託し、同センターが立ち上げた学識経験者や地元の代表者による研究会から提言をいただきました。

(その内容については、『コミュニティセキュリティカメラシステムに関する調査研究報告書』(抜粋)のとおりです。)

そして、この調査研究報告書等を踏まえ、厳格な運用を行っています。

### (1) 厳格な運用

街頭防犯カメラシステムは、東京都公安委員会規程及び街頭防犯カメラシステム 運用要綱に基づき、次のような厳格な運用をしています。

運用責任者の管理の下、国民の権利を不当に侵害しないよう慎重を期しています。  
街頭防犯カメラの設置区域であることを標示板により明示しています。  
映像データの活用状況を毎月、東京都公安委員会に報告しています。

### (2) 具体的運用方法

#### ア モニター

専従の担当者が24時間体制でモニターし、110番通報に基づく事件・事故への対応や客引き、違法露店などの排除に活用しています。

#### イ 録画

警視庁本部においてHDDレコーダーによりハードディスクに録画され、厳格な管理のもと1週間保存されています。保存期限が過ぎたハードディスクは自動的に上書きされ、画像データは消去されます。

#### ウ 映像データの提供

映像データを必要とする警察署長等は、正当な理由がある場合に限り必要最小限のデータの提供を受けることができます。

## (3) 街頭防犯カメラシステム整備地区の刑法犯認知件数(各地区運用開始前年から)

地区 運用開始 日	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年		平成 19 年
	年間	年間	年間	年間	年間	年間	1月～6月	1月～6月
歌舞伎町 H14.2.27～	1,865 (634)	2,103 (571)	2,249 (703)	2,042 (541)	1,513 (458)	1,686 (479)	792 (204)	837 (214)
宇田川町 H16.3.22～			1,722 (280)	1,405 (233)	1,322 (227)	1,252 (219)	597 (100)	602 (73)
池袋 H16.3.24～			3,233 (1,111)	2,936 (1,011)	2,702 (862)	2,525 (852)	1,161 (369)	1,181 (339)
上野2丁目 H18.2.15～			731 (206)	799 (298)	505 (145)	411 (151)	178 (62)	180 (55)
六本木 H19.3.20～						1231 (301)	3月～6月	3月～6月
							414 (95)	376 (74)

( )内は路上犯罪の認知件数

池袋地区の刑法犯認知件数は、平成 19 年 3 月 20 日に池袋東口増設運用開始となったことにより、池袋東口の犯罪発生件数を含んだものに変更いたしました。

## (4) 映像データの活用状況

平成 19 年 1 月～6 月末までの半年間に、警視庁本部において録画した 58 件の映像データを警察署長に提供し、うち 29 件が犯人の検挙活動、事案の立件等に活用されました。

## (5) 主な活用事例(平成 19 年 1 月～6 月中)

- 1 傷害致死事件
- 2 監禁強姦致傷事件
- 3 強制わいせつ事件
- 4 窃盗(ひったくり、仮睡者狙い)事件
- 5 傷害事件、暴行事件
- 6 暴力行為事件
- 7 特殊開錠用具所持事件
- 8 廃棄物処理法違反事件
- 9 売春防止法違反事件
- 10 覚せい剤取締法違反(所持)事件
- 11 迷惑防止条例違反(客引き)事件

## 12 道路交通法違反(ひき逃げ等)事件 など

### 街頭防犯カメラ配置イメージ



写真撮影に関する判例について（昭和40（あ）1187 公務執行妨害、障害被告事件 より抜粋）

（略）本人の意思に反し、かつ裁判官の令状もなくされた本件警察官の写真撮影行為を適法とした原判決の判断は、肖像権すなわち承諾なしに自己の写真を撮影されない権利を保障した憲法一三条に違反し、また令状主義を規定した同法三五条にも違反すると主張する。

ところで、憲法一三条は、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と規定しているのであつて、これは、国民の私生活上の自由が、警察権等の国家権力の行使に対しても保護されるべきことを規定しているものといふことができる。そして、個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、その承諾なしに、みだりにその容ぼう・姿態（以下「容ぼう等」という。）を撮影されない自由を有するものといふべきである。

これを肖像権と称するかどうかは別として、少なくとも、警察官が、正当な理由もないのに、個人の容ぼう等を撮影することは、憲法一三条の趣旨に反し、許されないものといわなければならない。しかしながら、個人の有する右自由も、国家権力の行使から無制限に保護されるわけではなく、公共の福祉のため必要のある場合には相当の制限を受けることは同条の規定に照らして明らかである。そして、犯罪を捜査することは、公共の福祉のため警察に与えられた国家作用の一つであり、警察にはこれを遂行すべき責務があるのであるから（警察法二条一項参照）、警察官が犯罪捜査の必要上写真を撮影する際、その対象の中に犯人のみならず第三者である個人の容ぼう等が含まれても、これが許容される場合がありうるものといわなければならない。

そこで、その許容される限度について考察すると、身体の拘束を受けている被疑者の写真撮影を規定した刑訴法二一八条二項のような場合のほか、次のような場合には、撮影される本人の同意がなく、また裁判官の令状がなくとも、警察官による個人の容ぼう等の撮影が許容されるものと解すべきである。すなわち、現に犯罪が行なわれもしくは行なわれたのち間がないと認められる場合であつて、しかも証拠保全の必要性および緊急性があり、かつその撮影が一般的に許容される限度をこえない相当な方法をもつて行なわれるときである。このような場合に行なわれる警察官による写真撮影は、その対象の中に、犯人の容ぼう等のほか、犯人の身辺または被写体とされた物件の近くにいたためこれを除外できない状況にある第三者である個人の容ぼう等を含むことになつても、憲法一三条、三五条に違反しないものと解すべきである。

これを本件についてみると、（略）写真撮影は、現に犯罪が行なわれていると認められる場合になされたものであつて、しかも多数の者が参加し刻々と状況が変化する集団行動の性質からいつて、証拠保全の必要性および緊急性が認められ、その方法も一般的に許容される限度をこえない相当なものであつたと認められるから、たとえそれが被告人ら集団行進者の同意もなく、その意思に反して行なわれたとしても、適法な職務執行行為であつたといわなければならない。

# 安全・安心まちづくりに係る制度改革

## 関連資料

別 添

平成 16 年 11 月 9 日  
警察庁生活安全局  
国土交通省自動車交通局  
平成 18 年 5 月 17 日改正

自主防犯パトロールに使用する自動車に青色回転灯を装備する場合の  
取扱いについて

みだしの件について、警察庁と国土交通省は、下記のとおり取り扱うものとする。

記

## 第 1 趣旨

現下の厳しい犯罪情勢の下、国民の間において自主的な防犯活動の気運が高まりをみせており、民間団体、地方公共団体等から専ら地域の防犯のために自主的に行う防犯パトロール（以下「自主防犯パトロール」という。）において使用する自動車に青色回転灯を装備したいとの要望が強く寄せられているところである。

このため、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号。以下「保安基準」という。）において、「自主防犯活動用自動車」を定義するとともに、その基準を策定し、警察から青色回転灯を装備する自動車による自主防犯パトロールを適正に行うことができる旨の証明を受けた者については、保安基準に適合した青色防犯灯を装着することができることとするものである。

## 第 2 警察の証明

1 警視総監又は道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。以下「警察本部長」という。）は、自主防犯パトロールを行う団体その他の組織（以下「団体」という。）であって、次の各号のいずれにも適合していると認めるものについて、青色回転灯を装備する自動車による自主防犯パトロールを適正に行うことができる旨の証明を行うことができる。

(1) 団体が次のいずれかに該当すること。

都道府県又は市区町村

都道府県知事、警察本部長若しくは警察署長又は市区町村長（以下「都道府県知事等」という。）から防犯活動の委嘱を受けた団体又は都道府県知事等から委嘱を受けた者により構成される団体その他の組織

地域安全活動を目的として設立された民法（明治 29 年法律第 89 号）第 34 条の法人若しくは特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の法人又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の市区町村長の認可を受けた地縁による団体

から のいずれかから防犯活動の委託を受けた者

(2) 自主防犯パトロール活動の実績及び計画に照らし、継続的な自主防犯パトロールの実施が見込まれること。

(3) 青色防犯パトロール講習を受講していること等から、自主防犯パトロールを実施

しているときに予想される事案に対し、適切に対応できると認められること。

- (4) 自主防犯パトロールが次に掲げる事項に反しない方法で実施されると認められること。

青色回転灯は自動車の屋根に1個又は1体のみ装備（マグネット等による着脱容易な取り付けも可能）して、使用すること。

自主防犯パトロール中以外では青色回転灯は点灯させないこと。（自主防犯活動の活性化に寄与するものとして警察本部長が別途認めた場合であって、その旨を示す標章の交付を受けた場合を除く。）

自動車の車体に団体の名称及び自主防犯パトロール中であることを明確に表示すること。

使用する青色回転灯はその光源が点滅するものでなく回転式の構造であること。

青色回転灯を点灯させて運行する場合には、警察本部長が交付する標章を自動車の後方から見えるように掲示すること。

青色回転灯を点灯させて運行する場合には、パトロールの実施者は、警察本部長が交付するパトロール実施者証を携行すること。

警察本部長が認めた地域以外では青色回転灯を点灯させての自主防犯パトロールは行わないこと。（自主防犯活動の活性化に寄与するものとして警察本部長が別途認めた場合であって、その旨を示す標章の交付を受けた場合を除く。）

- 2 1の証明を受けようとする者は、自主防犯パトロールを行う地域を管轄する警察署（当該自主防犯パトロールに係る地域が2以上の警察署の管轄にわたるときは、そのいずれかの警察署。以下同じ。）を經由して、警察本部長に証明の申請をするものとする。
- 3 申請を受けた警察署は、申請団体の適格性と申請書類に不備がないかを確認の上、警察本部に進達するものとする。
- 4 警察本部長は、2の申請内容が1各号に掲げるすべての要件に適合していると認めるときは、別記様式の証明書を交付するとともに、申出を受けた車両が青色回転灯を装備する車両であり、かつ、それを、点灯させて行う自主防犯パトロール中であることを証する標章及び青色回転灯を装備した車両による自主防犯パトロールを実施するものであることを証するパトロール実施者証を交付するものとする。
- 5 4の証明書の交付を受けた団体は、青色回転灯を装備しようとする自動車の使用者をして、自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所（軽自動車にあっては、軽自動車検査協会。以下「運輸支局等」という。）において、自動車検査証に「自主防犯活動用自動車」との記載を受けるものとする。
- 6 証明書を紛失したとき及び標章又はパトロール実施者証を紛失し、き損し、若しくは汚損したときは、再交付を受けなければならない。
- 7 証明書の交付を受けた団体は、当該証明書に記載された団体の名称若しくは代表者の変更、使用自動車の変更（自動車の車種変更、パトロール使用車両の追加又は削減）又はパトロール実施地域の変更を行おうとするときは、証明書及び必要な書類を添付し、警察署を經由して、警察本部長に証明書の記載事項の変更申請をしなければならない。

- 8 警察本部長は、7の申請内容が、引き続き1各号に掲げるすべての要件に適合していると認めるときは、当該変更を認め、証明書の変更箇所を修正の上交付するものとする。併せて、変更前の標章と引替えに変更箇所を記した新たな標章を交付するものとする。
- 9 証明書の交付を受けた団体は、証明を受けた自動車のパトロール実施者の変更を行おうとするときは、パトロールを実施しないこととなる者のパトロール実施者証を添えて、警察署を経由して、警察本部長に提出しなければならない。
- 10 警察本部長は、9の内容が、引き続き1各号に掲げるすべての要件に適合していると認めるときは、当該変更を認めるものとする。
- 11 団体が青色回転灯を自動車に装備して行う自主防犯パトロールを実施しなくなったときは、交付を受けた証明書、標章、及びパトロール実施者証を返納しなければならない。7により自主防犯パトロールに使用しないこととなる自動車については、標章及びパトロール実施者証を警察本部長に返納しなければならない。これらの場合において、当該自動車の使用者は運輸支局等に自動車検査証の5の記載の削除を申請しなければならない。

なお、警察本部長は、別記様式の返納・取消連絡票をFAX等により当該地域を管轄する運輸支局等へ通知するものとする。
- 12 警察本部長は、証明を受けた団体が自動車による自主防犯パトロールを停止したとき、証明の申請の内容に虚偽があったとき、当該団体が1(1)に該当しなくなったとき、継続的な自主防犯パトロールが行われていないと認められるとき、適切な自主防犯パトロールを継続していくことが困難であると認められるとき、当該団体が1(4)に違反したときその他の不適切な活動を行ったときは、証明を取り消すことができる。この場合において、当該団体への証明を取り消す旨の通知をするとともに、運輸支局等へ別記様式の返納・取消連絡票をFAX等により通知するものとする。
- 13 12の取消しの通知を受けた団体は、速やかに交付を受けた証明書、標章及びパトロール実施者証を警察本部長に返納するとともに、使用していた自動車の使用者は運輸支局等に自動車検査証の5の記載の削除を申請しなければならない。
- 14 自動車検査証の備考欄に「自主防犯活動用自動車」と記載された自動車が、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。）第67条第1項に基づく使用者に係る自動車検査証の記載事項の変更により、使用者の氏名又は使用の本拠の位置が変更される申請がなされた時は、運輸支局等の担当者は証明書の有無を確認して、証明書の提示が無い場合であって、5の記載を削除したときは、警察本部長へ別記様式の記載事項の変更連絡票をFAX等により通知するものとする。

### 第3 自動車検査証の記載事項の変更等について

- 1 青色回転灯を装備しようとする自動車の使用者は、車両法第59条に基づく新規検査を受ける場合にあつては、警察本部長が交付する証明書の写しを提出し、申請するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、既に有効な自動車検査証の交付を受けている自動車青色回転灯を装備しようとする自動車の使用者は、警察本部長が交付する証明書の写し

を提出し、運輸支局等に車両法第 67 条に基づく自動車検査証の記入を受けなければならない。

- 3 前項の自動車検査証に記載すべき事項は、道路運送車両法施行規則第 35 条の 3 第 1 項第 26 号の規定により「自主防犯活動用自動車」とする。

#### 第 4 運用開始時期

運用の開始は、平成 16 年 12 月 1 日からとする。

附則（平成 17 年 12 月 12 日 国自技第 195 号）

（適用時期）

改正後の運用の開始は、平成 17 年 12 月 15 日からとする。

附則（平成 18 年 5 月 17 日 国自技第 33 号）

（適用時期）

改正後の運用の開始は、平成 18 年 7 月 1 日からとする。

なお、平成 18 年 6 月 30 日までに、保安基準第 55 条の規定による基準の緩和の認定の手续により、青色回転灯の自動車への装備について認められた自動車については、継続して使用することができるものとする。

昭和 28 年 10 月 16 日

( 第一次地方制度調査会答申 抜粋 )

( 宛 内閣総理大臣 吉田 茂 殿 )  
( 発 地方制度調査会会長 前田 多門 )

## 地方制度の改革に関する答申 ( 抜粋 )

### 第 1 地方行政制度の改革に関する事項

#### 1 . 地方公共団体の種類、性格、規模及び事務の配分に関する事項

#### ( 3 ) 警察、教育その他の事務の配分に関する事項

##### 1 警察事務の配分に関する事項

イ . 現在の国家地方警察及び市町村自治体警察を廃止して、府県及び大都市単位の自治体警察を設け、公安委員会の下に置くものとする。この場合においては、中央機関を設け、警察相互の連絡調整及び教育、鑑識、通信等の施設の維持管理に当らしめるものとする。

ロ . 公安委員会の委員の資格制限は、緩和するものとする。

ハ . 国家的事件等に関しては、国は府県及び大都市自治体警察を指揮監督するものとする。

ニ . 警察事務の特殊性に鑑み、府県及び大都市自治体警察職員の身分、待遇等については、特別の取扱をすることができるものとする。

ホ . 警察職員の給与及び定数は、法律で基準を定めるものとする。

ト . 警察費については、国が一定の負担をするものとする。

(付録)

## 地方制度の改革に関する答申の少数意見(抜粋)

項目	修正意見	提出者	賛成
1.(3)1(警察事務の配分)	「市町村の自治体警察は現行どおりとすること。但し、警察の設置維持を希望しない都市にあっては住民の意思によって警察を維持しないことができること。」に改める。	中井、金刺、竹内、徳田、関井、大竹、加来、辻委員	14
1.(3)1イ(警察の設置単位)	「中央機関を設け、」の下に「別に限定された国の治安事務を処理し、」を加える。	内山、友末、松岡、北村委員	4
二(国の指揮監督)	「国家的事件等に関しては」を「別に限定された国の治安事務に関しては」に改める。	上 同	4
ホ(警察職員の身分)	原案を但書とし、新たに本文として「府県警察に従事する職員は、すべて府県の公務員とするものとする。」を加える	上 同	4
1.(3)1イ(大都市単位の警察)	大都市単位の警察は、これを設けないものとする。	原案本文	
1.(3)1ホ(警察職員の身分)	府県及び大都市自治体警察に従事する職員は、原則として府県及び大都市の公務員とすること。但し、警察事務の特殊性に鑑み、その身分、待遇等については特別な取扱をすることができるものとする。	原案少数説	16

備考

- 1 出席委員は、38人である。
- 2 同一提案者に係る修正意見は、各項ごとに、一括して採決したものである。

## 市警察部に関する国会での議論について（抜粋）

19-衆-地方行政委員会-62号 昭和29年05月14日

中井委員長 これにて警察両案に対する質疑は終了いたしました。

ただいま委員長の手元に、同案に対し、それぞれ松永東君ほか十五名提案にかかる自由党、改進黨及び日本自由党三党共同による修正案が提出されております。これよりその趣旨弁明を求めます。西村直己君。

西村（直）委員 保守三党共同提案によります警察法案に対する修正案、及び警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案に対する修正案の提案理由と、その内容の概要を御説明申し上げます。

まず警察法案に対する修正案の提案理由であります。今回政府から提出いたしました警察法案に対しましては、この際修正を加えることを適当と認めますので、その修正案の内容並びに修正の理由について申し述べます。

（略）

次に修正の第二点であります。大都市の警察問題であります。この点につきましては、大都市、すなわち五大市を有する府県につきまして特例を加えまして、五大府県の公安委員の数を五人とし、そのうち二人は五大市の市長が、市議会の同意を得て推薦する者について知事が任命することといたしました。また五大市の区域内におきます府県警察本部の事務を分掌させるため、市警察部を置きまして、市警察部長は市警察部の事務を統轄し、府県警察本部長の命を受け所属職員を指揮監督することにいたしました点であります。大都市警察の問題につきましては、政府案におきましては府県警察に一元化いたしておるのでありまして、これについては従来経験にかんがみまして、警察運営の有機的活動の障害を除去し、警察活動の一体性を保とうという考えから出たものである点は了解できるのであります。五大市の区域内の警察事務には相当な特殊性もあることありまして、従つてこれらの市住民の意思を府県警察に反映させるためには、五大府県の公安委員の数を二人増加いたしまして、市より推薦した者を入れ、またこれらの市部内の事務処理のため、市警察本部を置くことによつて、市の実情に適応した警察運営をはかるのが適当であろうと考えられるから、このように修正しようと考えておるのであります。しかしながら五大市の警察を、今ただちに本法施行と同時に府県に一元化するには、準備その他の都合もありますので、この時期を一箇年延期し、その間は府県警察と同様の性格の市の警察として措置することといたしておるのであります。従つてこの一年間は五大府県の公安委員を五名とする例外規定も停止するものであります。

（以下 略）

19-衆-本会議-50号 昭和29年05月15日

阿部五郎君 ただいま議題となりました警察法に関する三派共同修正案並びに修正部分を除く政府原案に対して、日本社会党の反対意見を開陳したいと思います。(拍手)

この法案と同一の内容を持った法案はすでに第十五国会において提出せられ、輿論のきびしい批判を受けておるにもかかわらず、政府があえて再提出をなし、その通過をはからんとする意図は、単なる表面的な説朋をもつてしては理解しがたいものがあるのであります。政府は、最近政治目的のもとに検察庁の機能の行使を妨げましたが、今回は単に消極的に行使を妨げるにすぎませんでしたが、いつの日にか積極的に検察指揮権を反対党攻撃のために用いるのではあるまいかとの危惧を抱かしめるものがあるのであります。(拍手)

この警察法案は、全国末端に至るまで、全警察権を政府に集中するものとなつておるのであります。政府は、検察指揮権をもつてしては足りりとせず、警察権をも政治目的に利用せんとするのであるまいかとの不安が起るのであります。

さて、われわれがこの法案に反対する第一の理由は、自治警察なるものをまったく抹消し去つた点にあるのであります。憲法に保障されて、地方自治法は、その地方公共の秩序を維持し、住民の安全を保持することを地方公共の事務の冒頭に明記しております。政府は、市町村警察を廃するが、都道府県警察を置くというのであるが、その本部長以下の幹部の任免権は政府にあり、予算の編成、執行の権限は空文にすぎないし、それに属する巡査の名称すら警察官と言うのでありますから、これを自治警察と言うことはできません。もとより、現行警察法が初めて施行せられたときは細分化に過ぎる弊害があつたことは認めますが、それは、その後の改正により、住民みずからの発意のもとに解消せられております。また、自治体自身も、今や町村合併で警察を持つに適する規模に発展しつつあるのであります。この発展途上にあるものを一片の法令によつて抹殺せんとするのは、何と申しても悪法たるを免れません。(拍手)

三派修正案は、五大都市に限つて、ここに一箇年間は市の地域に府県警察と同一のものを置き、一年後には府県警察の配下に入れてその警察部にしようというのであります。急激なる変化を避けようとするのでありましようが、警察官の人事においても給与においても、急激なる変化は府県警察と同一のものを置いたときにすでに起るのであつて、私にはこれが何を意味するか一向にわかりません。現に、自治警察存置に努めたところの五大都市側においては、これをもつて全面敗北と申しております。いわんや、吉田総理も塚田大臣も、府県知事は官選にするがよろしいと公言しておるのでありまして、この改案にわずかに残つておるところの民主的色彩も、自治体そのものの方から払拭してしまおうといたしておるのであります。私は、単に憲法違反とか自治法違反という形式的な理由で反対するのではありません。警察の職務は、犯罪の捜査とか犯人の逮捕など、強制権の行使を伴う性質を持つておるのであるから、その行使の仕方に対する住民の批判の手が届くところに警察の最高指揮者を置いておかなかつたならば、基本的人権の確保があぶないからであります。(拍手)

われわれが反対する第二の理由は、命令系統が、上は総理大臣から下は第一線の巡査に至るまで、すうつと一本に通つておつて、あまりにも権力主義的なことであります。総理大臣は警察庁長官及び警視總監を任免し、長官は道府県本部長を任免し、本部長は末端の巡査まで任免するのであります。政府は公安委員会に行政並びに運営の管理権を持たせておると言うけれども、かん

じんの任免権がないのでありますから、一本のすうつと伸びた木に、ところどころこぶをつけたようなものであります。こうすると、政治警察方面の仕事はあるいは能率がよく行くかもしれませんが、しかし、それがあぶないのであります。司法警察方面でも、犯人の捜査など、あるいは少しはよくなるかもしれませんが、それは、戦前のそれのごとく、何千何万の善良なる国民を一応疑つて、逮捕、拷問、長期勾留を行つた上に得られるところの成績であります。（「その通り」拍手）

一体、警察は、一旦その道に入りますと、一生その道に終始する人が多いのでありますから、自然に一箇の社会を形成し、その内部に独自の慣習を生じ、独自の価値判断を生ずるのであります。そうすると、外部からの民衆の批判は受け付けないのであります。公安委員会の存在はその弊害を矯正するに足りない。戦前はまだ一般の官吏と警察官との交流がありましたが、それのなくなつた今日、最高指揮者を民衆の批判の手の届くところへ置いておかなかつたならば、従つて自治警察に分断しておかなかつたならば、その余弊たるや底止するところがないであります。（拍手）

修正案においては、道府県本部長の任免に中央並びに地方公安委員会の関与の余地を与えましたが、中央の国家公安委員会は國務大臣が委員長であります。閣議を背景とするこの委員長の権威は、委員会内部で絶大であります。そこで、それがはたして政府から独立した行政委員会であるかどうかすでに疑わしいのであります。警察の政治的中立の確保などは最初から期待し得べくもありません。さらに検察指揮権を政治的目的に利用する吉田内閣がその運営に当ることを思うとき、わが民主政治の前途まことに危ういかなと言わなければならぬのであります。（拍手）政府が、かりに警察力を選挙に用い、あるいは反対党攻撃に用いるような暴挙をやらないといたしましても、権力を集中して、上から下へ向つて仕事の能率の向上を督励するに違いありません。そうすると、督励せられる方の下部の第一線では、仕事の性質上、人権を侵してまでも能率を上げざるを得なくなるのであります。（拍手）一たび警察に疑われたらおしまいであるというこわい警察が出現し、人権蹂躪事件はおそらくは十倍し数十倍するであります。そうして、その命令者が國務大臣や長官という高いところにあるのでは、犠牲者の苦悶の声は届かず、やみに葬られて、世間はこれを知らず、野蛮で暗黒なる世相を現出するであります。（拍手）われわれのあくまで反対せざるを得ないゆえんであります。

われわれが本案に反対する第三の理由は、これが警察官の品位の低下を招来する危険があるということです。自治体警察がその設置以来多大の犠牲を払つて待遇を改善して来たのは、決してむだに民衆に負担をかけたものではありません。警察官の一人々々の品位ある態度が住民の幸福に至大の関係があるから、自治体では乏しきを忍んでここに至つておるのであります。警察官もまた衣食足つて礼節を知る人間性を免れないのであつて、ようやく民衆に親しまれかけるところまでその効果を現わしかけて来たところで、この法律案は官吏の身分、名称をもつて警察官をいかめしいものにし、多くの階級 巡査から總監まで九段階もつくつて立身出世主義を鼓吹し、一方ではその給与を低下せんとしておるのであります。警察官は、自己が民衆の一員であるという自覚の上に立つのでなかつたならば、その自覚の上に立つて民衆保護の任務に当るのでなかつたならば、民主警察を実現することはできません。この法律案は、警察官の外見をいかめしくし、実生活を窮乏させることによつてその品位を低下せしめる危険をはらむものであつて、われわれの断じて賛同するあたわざるところであります。（拍手）

この法案を提案するにあたって、主管大臣は、国家地方警察は国家的性格に過ぎて自治的要素を欠如し、自治警察は自治的に過ぎて国家的性格に欠けるから中間の都道府県警察をつくと説明しましたが、自治警察が自治的に過ぎて国家性を欠くがためにその職責を果し得なかつたという事実は、いかに追究しましても、一つとしてこれを示すことができなかつたのであります。(拍手) また、権力集中に過ぎるとの非難に対しては、中央地方の公安委員会の管理があり、地方では県議会による警察予算の審議があると申しましたが、事実は、府県警察の主たる経費は国庫となし、一般経費も人件費以外は半額補助をやるというえさをもつて府県議会を支配する用意を整えておるのであります。また経費の節約ができると申しますが、それは、自衛隊を増強して警察の警備方面の仕事の縮小が可能になつたからでありまして、この法案とは直接の関係はないのであります。

灘尾弘吉君 私は、自由党を代表いたしまして、警察法案並びに警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案につきまして、修正案並びに修正部分を除く政府原案に賛成の意見を簡単に表明せんとするものであります。

(略)

今日の警察制度は、御承知の通りに、日本の従来の警察を根本的に民主化する方針のもとに制定せられております。その警察制度は、まことに趣旨においてけつこうであります。しかしながら、現在の警察制度は徹底した地方分権主義であります。今日なお四百有余の警察単位がそれぞれ独立いたしておるのであります。かような警察制度のもとにおいて、はたして真に能率の上る、しかも金のかからない警察がやつて行けるでありませうか。わが国は、民主主義の名のもとにおいて、金のかかる、むだの多い警察をやつて行くほどの余裕はございません。今日の警察制度におきましては、能率の上らない、経費のかかる、しかも最も責任を重んずべき警察において責任の体制が不明確であるということが、その最も重要な欠陥として今日指摘せられておる。わが党は、吉田内閣は、昨年第十五国会においても警察法案を提出いたしました。不幸にして解散のためにこれが成立しなかつたので、ここにあらためてその方針を踏襲いたしまして、第五次吉田内閣は警察法案を提出するに至つたのであります。その趣旨とするところは、ただいま申しましたごとく、警察のむだを排除する、能率を上げる。しかして責任を明確にすると同時に、また警察に対する民主主義の要請にこたえんとするものであります。(拍手)

(略)

しかも、本法は、中央において所掌せんとするところは国家的性格を有する警察事務に限つておるのであります。しこうして、その遂行を確保し、責任の帰属を明らかにする程度を少しも越えるところはないのであります。中央集権の声をもつて素朴なる人心に訴えられることによつて、日本警察の勢力分散を期待し、迫り来る破壊勢力の前に警察力の弱化をはからんとする意図に出るにあらざるやとの疑いを抱かしむるものと言つても過言ではありませんまい。われわれは、終戦直後の占領政策のあやまちを繰返す必要は断じて認めません。地方の自治に任ずべきものはこれを地方にゆだね、中央において処理するを適当と認むるものはこれを中央に留保し、相まつて事よるしきを制することこそわれわれの任務でなければなりません。いたずらに観念的民主主義論を振りまわして得々たるがごときは、われわれのくみしないところでありませう。また、かつて存在した日本警察のあつものにこりて、新憲法下の民主警察のなますを吹くがごとき愚かは、われわれの忍びざるところであります。

警察をよくするのも悪くするのも、その根源は政治にあります。往年の警察は、必ずしも警察組織、警察官それ自体が悪かつたものではありません。この組織を悪用し、この警察官の任務を与えた政治にその罪の大半があつたのであります。(拍手)しかも、その政治はわれわれの任務であります。われわれは、この警察法案を論ずるにあたりまして、最も反省すべきはわれわれであることを忘れてはならぬと思うのであります。われわれがこの法案を論じて非民主的であるとか中央集権であるとかの論をなすのは、いづくんぞ知らん、その多くは、われわれ自身の非民主性を認めて、われわれ自身が民主政治の確信を持ち得ないことを主張するものであります。(拍手)お互いに、日本は民主国家として進むものであることに、もつと確信と希望を持ちたいものであります。平和憲法擁護を高く掲げる諸君のあまりにも信念を欠くことを遺憾に存ずる次第であります。

結論として申し上げます。新警察法案は、修正案を含めて、第一に、民主警察の根本精神たる国民の利益と自由権擁護の理想を堅持し、いやしくもその権能の濫用や政治的中立を侵害することがないように、堅実にして民主的な制約を確立いたしております。第二に、この民主的思想とともに、地方自治の根本原則に準拠し、都道府県の自治体警察設置以来分断せられた非能率的警察機構を統合、調整し、これにより警察の機能の向上を実現し得るのであります。第三に、機構の簡素化に伴い、警察に要する経費並びに人員を相当緊縮整理することができるのであります。第四に、民主的理想並びに地方分権の原則と調和しつつ、政府の治安に対する責任の明確化をはかり、それに伴い公共の福祉を維持する上に万全を期待し得るのであります。これを要するに、従前の警察制度の長所を保持しつつ、しかもその包蔵している欠陥を是正するのであります。もとより、一国の治安は警察のみによつて全うせられるものではありません。しかもまた、警察の無力は、ひいては諸施策の遂行を妨げる重大なる性質であることは明らかであります。

議長(堤康次郎君) なるべく簡単に結論を願います。

灘尾弘吉君(続) われわれは、わが国社会においても公共の安全と個人の権利及び自由の完全なる保障を切望しますがゆえに、本案の成立を希望してやまない次第であります。

私は重ねて申し上げます。私は、修正部分並びにこれを除く政府原案に対し賛成の意を表明いたしまして、私の討論を終わります。(拍手)

(略)

大矢省三君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題となつております警察法政府原案並びに修正案、警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案に対して、反対の討論を行わんとするものであります。(拍手)

御承知のごとく、本警察法は、今国会中教育二法案と相並んで最も重要な法案の一つでありまして、日本の憲法と同様、国の性格をも変革せんとする内容を持つておるものであります。(拍手)現行警察法は二十三年三月施行を見たのでありますが、その内容は主権在民、民主憲法のもとに、地方自治体の住民がみずからの責任において治安を維持するという原則に基いて、民主警察として発足したのであります。戦後の諸改革のうちで最も大なる改革が加えられた一つであります。従つて、地方自治体は、戦後の窮乏の中から大きな犠牲を払つて、また常に住民のサービスをモットーとしてあらゆる努力の結果、やつと住民から親しまれるところの民主警察としてその緒についたやさき、政府は地方住民の強い反対を押し切つて、強引に本法律案を提出するに至つたのであります。

政府は、本案の提案理由の説明にあたって、現行警察法は国警と自治体の二本建である、そのために非効率、不経済、治安維持の責任の所在が明らかでないと言っておるのであります。なおまた、地方財政の見地からこの改革の必要があると称して、これをなさんといたしたのであります。しかるに、自治体警察発足以来今日まで、民主警察育成のために、政府が財政的その他からいかに多大の努力を払って来たかと申し上げたいのであります。ローマは一日にしてならずということわざの通り、真の民主警察の完成のためには、国民とともに不断の努力が必要であることは言をまたないところであります。(拍手)

(略)

次に第二は、政府は、自治体警察を廃して府県警察に一本化し、府県公安委員会があると称し、警視以下の警察官を地方公務員としたという、この二つの理由をもつて自治体警察なりと抗弁しておるのであります。地方自治体は、任免権を持たざるところの公安委員会と、財政的な負担のみ負わされることになり、自治体警察とは名のみであつて、国民を欺瞞せんとするものはなほだしいと言わざるを得ないのであります。(拍手)

およそ民主主義は、個人の自由や人権の尊重がその基調でありまして、民主政治は、ある程度の口実はこれを認めなければならぬ制度であります。それは、そのこと自体が自由の尊重、人権の保障に通ずることであり、この前提条件をくずして、制度をもてあそんで、この改革を加えんとするがごときことは、まさに民主政治を冒瀆し、これを破壊に導くところの逆コースと言わねはならぬのであります。(拍手)また、現行警察法の第四十条には、自治体警察を廃止または設置せんとする場合には住民の一般投票によるということを規定してあるにかかわらず、この法規を無視して、住民の強い反対を押えて、あえて本案のごとき改革をなさんとするのは、口に遵法の精神を説きながら、政府みずからこれを破つていふことであつて、これは断じて承服できないところであります。(拍手)

次に、三派折衝によるところの修正案によれば、五大都市の自治体警察については、この廃止を一年延期することとした。かかる修正は、かつての府県側と大都市側の間に特別市制をめぐつて鋭い対立をかもし出したことを思うときに、今後大なる禍根を残すことと相なるのであります。まことに遺憾に存するものであります。(拍手)

なお、公安委員会委員の資格要件についてであります。これを緩和した。そのたあに、五年経過するならば、かつての憲兵、特高、検察官なども任命することができることと相なるのであります。これまた思想警察の復活をねらつたものと言つてさしつかえないのでありまして、われわれの最も憤激にたえないところであります。(拍手)

反対の第三の理由といたしまして、政府は、国警、自治警の二本建の制度は施設、人員等において不経済の点があるとして、行政整理のしわ寄せをここでもつて行つたこととあります。政府は、そのつじつまを合せるために、約九十億円の経費節減と、三万名の警官を四年間に整理すると称しておるのであります。一方、再軍備のために、本年度四万二千余の自衛隊員を増員するのであります。いかに経費の節減、行政整理をうたつておられても、これは筋が通りません。何人も納得することはできない。かくのごときは国民を愚弄するものはなほだしきことと申さねばならぬのであります。

元来、警察本来の使命は、治安の確保と個人の生命及び財産の確保にあることは、いまさら私の申し上げるまでもないことであります。しかし、それは権力、武力のみによつては断じて守り

得ないことは、これまた当然の理でありまして、御承知の、かつての米騒動のときも、あるいは関東大震災の際にも、非常宣言が発せられて、戒厳令のもとに軍隊が出動しても、これを鎮圧できなかつたのであります。その結果として、住民の協力による自警団によつて初めて治安の維持が保たれたことの経験に徴しましても、真の治安というものは、権力や武力にあらずして、住民の理解と信頼による協力にまたなければならぬことは申すまでもないことであります。（拍手）

床次徳二君 私は、改進黨を代表いたしまして、ただいま上程せられました警察法案に対し、三派共同修正部分並びに修正部分を除く政府原案及び関係法案に対し賛成の意を表するとともに、わが国の政治的、社会的性格に重大な影響を与える本法案の成立にあたり、改進黨の態度を表明せんとするものであります。（拍手）

政府は、占領政策の行き過ぎ是正という命題の一環といたしまして、現行警察法が戦前の警察制度を根本的に改革して、民主警察の理想を高揚した美点は認めるが、著しい非能率、不経済の欠点があるといたしまして、第一に、国警と自治体警察の二本建の制度であるために、警察単位が分割化され、細分化され、これによつて種々の盲点が生ずること、第二に、国家治安に対する国の責任が不明確であること、第三に、施設、人員の重複、複雑、不経済がおびただしいことをあげておるのでありまして、これが対策といたしまして、政府はまず中央、地方の公安委員会を存置いたしまして、警察の民主的運営を維持しつつ、国警、自治警の二本建を廃して府県の警察に一元化し、その府県警察は自治警察的性格を具備せしめるとともに、国家的警察事務については中央の指揮に服せしめ、かつ中央機構を改めて国の治安に関する責任を明確化することを標榜して、本法案を提出したというのであります。その着眼と構想に対しましては賛意を表するものでありますが、現実に提案せられましたところの法文を詳細に審議いたしまするに、その内容は提案説明と雲泥の差があるのでありまして、羊頭狗肉の非難を浴びるもむべなりというべきものであります。

すなわち、政府原案を一貫するところの思想は中央集権であり、その風貌は警察国家の再現であり、戦後八年にわたつて涵養せられて参りましたところの民主警察の理想は一朝にしてその基礎を失わんとする危険に瀕しておるのであります。

（略）

第四は、大都市警察に関する特例を認めたことであります。すなわち、**現行警察法発足以来、各都市は、いわゆる自治体警察として、住民の自治の精神のもとに、国警より独立いたしまして警察を維持育成して参つたのでありまして、一面におきましては、たとい若干の非能率、不経済の欠陥がありましようとも、他面よく時局の要望に沿い來つたものであります。**私は自治体警察関係者の努力に深く敬意を表するものでありますが、政府は能率化に名をかりてこれを全廃せんとしておるのであります。われわれは、今日まで発展して参りました自治体警察の美点、長所は大いにこれを助長強化いたしまして、これを警察全般に浸透発展せしむることを念願し、ここに自治体警察の代表として五大都市警察に特例を認めますとともに、特に一年間は、府県と同様、警察運営を担当せしめることに改正したのであります。本修正によりまして、民主的自治体警察の精神が十分に警察制度に普及徹底をいたし、住民の自由の擁護、福祉の増進に寄与することをかたく信じているのであります。

修正の第五点といたしましては、警察の運営が官僚の独善化なることを防いだのでありまして、すなわち政府案におきましては、公安委員会は警察または検察のいわゆる職業的前歴を有す

る者が公安委員となることを排除しているのであります。これは一見警察の民主化の保障のごとく見えるのでありますが、実は、かえつて公安委員会が専門家たる警察本部長のもとにロボットと化する危険を示すものであります。

よつて、われわれは、公安委員の資格条件の前歴制限を緩和し、真に識見ある公安委員を優秀なる警察職員とが良識と専門知識と調和融合させ、さきに修正を加えました公安委員会の人事権の確保とともに、完全なる運営を見るように修正したのであります。

その他、われわれとして、本法を完璧ならしめるためには幾多の修正点があるのでありますが、その実現は後日に譲ることといたしまして、最も緊要かつ重要な諸点につきまして、われわれが平素主張しておりますことを貫き、ここに修正案の成立に協力いたしました次第であります。

なお、次に数点要望を付言いたしまして、政府の善処を促さんとするものであります。

(略)

第三、政府は、本案の作成にあたりまして、地方制度調査会の答申を曲解利用した傾向があつたのみならず、国警、自治警の両関係者の意見さえも十分に聴取することを怠り、ために両者に感情的対立を誘致したばかりでなく、府県と都市の対立を激化したことははなはだ遺憾でありまして、ここに政府の猛省を促す次第であります。

第四、本案の実施には、人事に、財政に、広汎なる摩擦を生ずるおそれがありますが、有能なる職員が不本意に失職し、あるいは不利なる待遇を受けますことのなきよう、万全の努力をなさなければなりません。今もし警察職員の志気が沈滞し、急激なる制度変革のためにその運営の円滑を欠きましたならば、治安上重大事であります。新制度への転換の時期におきまして、特に慎重なる配慮を必要とするのであります。

第五、近き将来におきまして、すみやかに公安調査庁を初め麻薬取締りその他の特別警察事務を警察に吸収、一本化する必要を認めるのであります。

なお最後に、地方公共団体は、過去において、自治体警察育成のためには幾多の犠牲を払つていたのであります。今これが府県に一元化せられ、その財産は府県に移管せられることになるのでありますが、これに対しましては、国家といたしましても十分なる考慮を払いまして、窮迫せる地方財政の実情を無視するがごときことのなきよう万全の措置を講ずべきであります。

19-衆-地方行政委員会-64号 昭和29年05月17日

北山委員 地方自治法の改正についてまず二、三お伺いします。まず第一に、先般警察法が通りましたのですが、あの最後に修正案が出たわけでありまして。修正案の関係でもつて、この地方自治法の一部改正にも多少は影響があるんじゃないかと思うのでありますが、あの修正案に伴う地方自治法の一部改正、これの修正の方は必要がない、こういうようなことではございませんか。

小林(与)政府委員 これは実は一つの問題点でありまして、今度の自治法の改正で警察法の改正に伴うものは、まあ実は実質上の問題は警察法で全部解決をしております、むしろ技術的な整理、こういうふうにご覧のとおりでございます。法律の建前としてはもちろん一致しなくちやならぬりくつでございますが、必ずしもこの自治法の改正がなければ警察法が動かぬわけではない、こういうのが一般的な考え方であるわけではございません。しかしながら制度の建前としては合せるのが一番筋でありまして、その面からいたしますと今度警察法が国会で修正になりまして、そのうちで特に問題になり得るのは、本文の五大市に市警察部を置くという関係は自治法の改正には全然関係がありませんが、この一年間だけ暫定的に五大市については府県並の警察組織にする、こういうことになりまして、今度の自治法の改正では、たとえば公安委員会というものは全部府県に置くという建前になつております、市にそれを置くという道が開いていないわけではございません。それでそうした部分は少くとも何か技術的に調整をつけるということが、理論としては当然の筋だろうと思うのであります。それともう一つは、実質的にやはりどうしても考えた方がいいと思われるのは、自治法の改正のうちで、例のリコールの規定がございまして、リコールの場合に、選挙権を有する者の範囲が、五大市の場合はその市の区域、府県の公安委員会の場合はそれ以外の区域、こういうふうにご覧になれば実は法律が読めないわけではあります。それから少くともその部分は、実質的にもそういう問題が起り得るわけではありますから解決しなかつたならば、これは動きがつかぬという面が出て来るわけではあります。どうしても動きがつかぬという面が実は二箇所今調べたところではありまして、あとのところは形式的な規定の整備ではあります、(「まだあるぞ」)ありますが、いずれにしてもそういう意味で、技術的にはこれを何かするという事は、もう少し私の方でも調べますが、考えなくちやならぬだろうと思っております。

北山委員 そうすると修正案も最終的にはきまつておるわけではないようではあります、あの修正通りに決定するという事になれば、自治法についても今の二点、それを修正しなければならぬという点は了解しました。

〔佐藤(親)委員長代理退席、委員長着席〕

それから次に、この市の人口要件でございますが、三万を五万にする、これは前々から、この委員会でもいろいろ質疑されているわけではあります。ただ問題になるのは、市の要件、例の連檐戸数であるとか、そういうような都市としての形態の要件の方を従来のように非常に融通性をつけて、いわば大目に見るといいですか、その運用の妙を發揮されて今後ともおやりになるということになれば、三万を五万にしても七万にしても、それほど大した意味がないといいですか、人口の上で五万だけをかき集めれば三万よりはむずかしいかもしれませんが、その他の要件のブレーキがかからなければ、それほど意味がないように思うのです。そこでその他の市の要件というものを、今後はどういうふうに取り扱われるつもりであるか。まあ従来とも必ずしも法に違反したよ

うな処置はしてない、法の解釈し得る範囲でうまく運用されておるといような御答弁でございましたが、やはり実際は、いろいろ聞いてみますと、これは相当運用の妙を發揮されているようではありますが、今後ともそのようにするという事になれば、人口要件をきびしくするということが、さして意味をなさなくなるんじゃないかと思えますから、ひとつその点を、今後の方針等につきましてお答えを願いたいと思えます。

小林(与)政府委員 実は市の要件は、人口だけかえまして、あとのところがふえてないのでございますけれども、人口をかえればあとの要件もそれに随伴いたしまして実質的には当然にかわつて来ることとなりますので、特にかえなかつたのでありまして、現在の建前におきましては、人口三万を基礎にして、運用は現行法の許す限りという考え方でやつております。やつてはおりますが、これも単に人口さえあればいいというわけではないのでありまして、現行法の解釈が許さなければある程度市街地の状況なり、あるいは産業の構成なりというものは法律に書いてありまして、これを無視しておるわけでは全然ないわけではありますが、人口が五万になれば、たとえば全戸数の六割というものも五万の六割ということになりますので、これは実質的に当然に縛られるのでありまして、五万になつたから今までと同様な、実質上かわらぬものによつてやるかというわけには当然に参らぬだろうと思つてございます。それでありまして、事実上行われますのは、現在のような形でつくつておる市は、現在の人口の要件の場合においてしか許されぬのでありまして、もし五万になれば、現在できておるような市は事実上できなくなる、こういうふうにならぬのは考えております。

中井委員長 北山君にお伺いしますが、塚田大臣が参議院から出席要求されておるのですが、退席されてよろしゅうございますか。もしそうでなければ、この際大臣にお尋ね願いたいのでありますが、それでは恐縮ですが、大臣への質問を先にお願ひして大臣はこつちを済ましてから向うに行つてもらいましょう。

門司委員 これは解釈だけでなく、問題は将来に残ると思えますから、大臣によく考えておいてもらいたいと思えますことは、今の警察法の改正に伴う自治法の改正であります。一つは例の修正された案によると、五大市の存する、いわゆる百五十五条の市のある府県においては公安委員を五人にして、二人は市会の推薦ということになつておる。その場合のリコールは一体どうなりますか。これは県の公安委員として、県のリコールが行われるのか、あるいは市が市会の同意を得ております以上は、市でその二人だけについてリコールができるのか、それはどつちにリコールの権限があるのか、はつきりしておいてもらいたい。

小林(与)政府委員 これは現行法で言えば、県の公安委員会ということになつておりますから、県だけの形でリコールが行われ得るといことに一応なるのでありまして、立法的にどうするかという問題が一つの問題として残りますが、現行法の解釈から行けば、自治法をこのままにしておけば、当然その県の公安委員会だから、ただ任命の方法が違うというだけであつて、あくまでもリコールは全部、こういうふうには理解せざるを得ないと考えております。

門司委員 それだからその点が問題なんですかね。県の公安委員会といえば、任命権が一体どこにあるかということですね。あの警察法の改正をそのまま読んで見ると、任命権というか推薦権というか、それはやはり市長にあるように見受けられるのです。県知事はあれに対しては何にも書いてない。県知事が承認するとか、拒否することができるかということ、何にも書いてない。ただ市長が市会で承認を得たものが、ただちに異動することができるようになっておる。そこで

私がさつき言ったような問題が起つて来るのであります。知事が県の公安委員を推薦するというのと同じ形で、一方においては市会にそういうことを委嘱したのだということであり、一方は知事が当該都道府県会に諮つてこしらえたのだということになれば、やや今の御答弁のようなことがあてはまるかと思うけれども、実際は市会限りでこれが決定されておる。そこに今のような問題が起るのであります、この点については、あとでひとつ小林君によく研究して答えてもらいたいと思う。

そこで今度は大臣に一応聞いておきたいと思ひますことは、これは大臣にはしばしば申し上げておきますので、私はそうやかましいことは言わなくてもいいと思ひますが、自治法の改正と、それからさきに通つております警察法の改正とは、非常に大きな関連性を持つてゐるのであつて、地方制度調査会が答申をいたしましたあの答申案に基く自治法の改正が行われるといたしますと、五大市を初めとした市町村に対しましては、かなり大幅な権限が委譲されることになつて来る。そういういたしますと、その中には多くの警察の行政部門に属する権限が市町村に委譲されるのではないかということが考えられる。こういう形になつておつて、ことさらに市町村の自治警察というものが必要になつて来る際に、無謀にも私に言わせれば無謀だと言つた方があてはまると思うのだが、無謀にもこれを県に取上げようとしておる大きな矛盾がありますが、この矛盾の点に対して、大臣は一体どういふふうにお考えになつておるかお聞きしておきたい。

塚田国務大臣 これはおそらく警察法の審議の過程において、しばしば担当の国務大臣もしくは政府委員からお答え申し上げたと思うのでありますが、私の自治庁長官としての立場では、今までの警察制度が過去何年間かの運用の実績にかんがみて、どうもうまく行かない点があるので、それを頭に置いて、その点が是正できるようにこれを直して行く。そこで御指摘のように、いろいろな現在ある地方制度そのものについての考え方、それからそういうものを基礎にして、地方制度調査会などで考えられておつた考え方、そういうものと新しくできた警察制度というもの、多少調和のしにくくなつておる点ができおると私も思うのであります。そういうふうないきさつで警察法の改正というものが行われたわけでありますから、国会の御意思が最終的に決定して、警察の制度はこれで行くということになれば、自治法の方は、その考え方を前提に置いて、今までの法律、それから今まで行われておつたいろいろな考え方、そういうものを十分に調和のとれるように整理をして直して行く、こういうようにせざるを得ないだろうとは考えております。

門司委員 これは自治体にとつては非常に重大なことでありまして、警察権がだんだん中央集権になつて来る形を示して参りますと、地方行政というものが、これまただんだん官治行政の形を現わして来るということに大体解釈ができるのでありますが、そうなつて参りますと、明らかに憲法に規定したこととかけ離れた問題が出て来るのであります、一体自治庁の長官として、それでいいとお考えになつておるかどうか。

塚田国務大臣 この点も地方自治というものの基本に対する考え方として、私は憲法の考え方はどこまでも維持して行かなければならない。維持するところではない、ますますこれを発展、推進させて行かなければならないと思うのでありますが、地方自治の実態をどういう形で運営させて行くかということは、いろいろの運営の実績などにかんがみ、ぐあいの悪いところは逐次直して行くということも、またやむを得ないと思うのであります。しかしそういうぐあいに直します場合にも、絶えず基本の考え方の線はくずれないようにということは気をつけなければなりません。

んけれども、そうかといつて、憲法の地方自治の精神、それから現存の地方自治法の精神、そういうものを頭に置いて地方自治を育成するという方向に行くときに、現在のあり方を全然かえられないというように固く考えるということは、どうだろうかというように私としては考え、十分そういう調整をいたします場合にも、御指摘のようにこの地方自治というものの本来のあり方に大きくくるいがないということを中心に置きながら、善処して参りたいと考えております。

19-参-地方行政委員会-48号 昭和29年06月01日

松澤兼人君 それから五十二条であります。指定市の区域における府県警察本部の事務を分掌させるために当該指定市の区域に市警察部を置くということになっております。この警察部の性格或いは職能というものはどういうことであるか。

衆議院議員（西村直己君）これは市の警察部と申しますか、府県指定市のあります府県警察本部の内部の下部組織と申しますか、そういうふうな考え方でございます。但し市の特殊事情に合わせてそれだけを事務を分掌し、統轄をさせる、こういう考え方であります。

松澤兼人君 これは中の範囲内におきましては、府県警察と完全に同一なる警察事務を行わせるということでありませうか。

衆議院議員（西村直己君）これは府県警察と同格ではございませんで、下部組織と私どもは修正を考えております。

松澤兼人君 警察事務の内容であるこの指定市のあるところにおいては完全に府県警察の権限というものは排除される下部組織であつて、任意と申しますか、その範囲内においては市警察部が、まあ上司上官の命令を受けてやはりその範囲内においては市警察部が全権委任を受けてやっているあらゆる警察事務について行うというふうに解釈すべきでありますか。

衆議院議員（西村直己君）私どもはそういう趣旨ではありません。府県警察部の中の一つの組織として五大市の区域内におけるその事務を分掌させる。勿論御存じの通り官庁には或る程度官庁内部のそれぞれの委任というものがおのずから他の細かな法規できまつて参ると思います。その範囲においては独自の判断でやれるものもあると思いますが、理論的な具体的な説明としては県本部と申しますか、その本部の範囲内においてその部分を事務として分掌し、統轄して行く。こういう形になるわけでありませうか。

松澤兼人君 そこではいわゆる府県警察とそれから市の警察事務とは輻湊したり或いは錯綜したりするようなことは全然ございませうか。

衆議院議員（西村直己君）それは内部の事務のきめ方が非常に拙ければ起る危険性があるかも知れませんが、私どもは内部の事務のきめ方というものは当然それら錯綜を避けて、細かな、いわゆる職務規程と申しますか、分掌規程をきめられるということによつてそういうことは避けられる、間違いないと考えます。

小林武治君 ちよつと関連してお尋ねいたしておきます。その指定市の警察本部長は恐らくいわば警視正以上のものだと思いますが、これは国家公務員として国家公安委員会が任命される、そういうふうに了解していいわけですか。

衆議院議員（西村直己君）恐らくその格というものは事実上そういうものになると思います。従つてその格に従つて中央において私どもの解釈からすれば国家公安委員会の委任ということになると思います。

小林武治君 従いましてその市警の本部長は当然府県の警察本部長の部下として単に事務を分掌するに過ぎないと、こういうふうに了解しておりますが……。

衆議院議員（西村直己君）その通りでございます。

松澤兼人君 その部長はつまり国家公務員であつて、その点はまあ明確、恐らく五大都市の警察部長でありますから、当然国家公務員の警視正以上の者を以つて充てる。そしてその事務の内容

であるとか或いは事務の分掌であるとかいうものは、その市の条例によつて定めるものではなく、府県の条例によつて定めるということになりますか。

衆議院議員（西村直己君） お説の通り条例又は内部規定で定まるものと考えております。

松澤兼人君 府県の……。

衆議院議員（西村直己君） 補正しておきますが、府県の条例又は内部の規定で定まるものと考えております。

19-参-本会議-59号 昭和29年06月07日

堀末治君 只今議題となりました警察法案及び警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案について、地方行政委員会における審査の経過の概況を御報告いたします。

警察法案の提案理由は、現在の警察制度は、国家地方警察と市町村自治体警察の二本建であり、又警察単位が細分化され、警察運営の責任が分割されているため、警察の効率的運営が損われ、又国警自警の施設及び人員が互いに重複しているため、国民にとって複雑且つ不経済な負担となつている等の弊を生じている。併しこれらの欠陥を是正するに当つては、警察の民主的な運営、換言すれば国民の警察運営に対する関与は、依然としてこれを保障しつつ、この民主的な保障の基盤の上に、治安任務遂行の能率化と責任の明確化を図つたのであるというのであります。

その内容の主要点は、第一に、公委員会制度を中央地方共に存置したこと、即ち、警察の管理と運営の民主的保障を確保するため、中央、地方を通じて公安委員会制度を置き、警察を管理せしめることとしたのであります。

第二に、警察を府県警察に一本化したこと、即ち、現在の国警、自警は共にこれを廃止して、新たに都道府県警察を置くこととしたのであります。なお、大都市の警察については、これを府県と併立させることは、大都市とその周辺地域とを遮断し、警察対象としての両地区の一体性を阻害し、財政的にも極めて不経済な結果を来すという理由で、府県警察に一元化することにしたのであります。

第三は、府県警察の内容であります。即ち、都道府県警察については、国家的要請に基く最小限の制約を除いて、これに自治体警察としての性格を具備せしめることとしたのであります。

第四には、中央の警察機構のことであります。即ち、中央の警察官理機関たる国家公安委員会の委員長は、国务大臣を以て充てることとし、国家公安委員会は、その管理の下に警察庁を置いて、国の公安にかかる警察運営を掌り、警察の教養、通信、鑑識、統計及び装備に関する事項を統轄し、並びに警察行政に関する調整を行わしめることとしたのであります。

以上が警察法案の主要点であります。政府はこれによつて三万人の減員と約八十九億円の節約ができると説明いたしておるのであります。

以上の内容を有する警察法原案に対し、衆議院において修正が加えられましたが、その修正の要点並びに理由は、次の通りであります。

(略)

次に修正の第二点につきましては、大都市の警察問題に関することであります。この点につきましては、大都市、即ち五大市を有する府県につきまして特例を加え、一、五大府県の公安委員の数を五人とし、そのうち二人は五大市の市長が市議会の同意を得て推薦する者について知事が任命することとし、二、五大市の区域内における府県警察本部の事務を分掌させるため、市警察部を置き、市警察部長は市警察部の事務を統轄し、府県警察本部長の命を受け、所属職員を指揮監督するものとしたのであります。その理由といたしましては、大都市の警察の問題については、政府案におきましては、府県警察に一元化しているのでありまして、これについては従来の経験に鑑み、警察運営の有機的活動の障害を除去し、警察活動の一体性を保とうという趣旨にある点は了解できるのであります。五大市の区域内の警察事務には特殊性もあることであり、従つてこれらの市住民の意思を府県警察に反映させるためには、五大府県の公安委員の数を二人

増加し、市より推薦したる者を加え、又これらの市部内の事務処理のため、市警察部を置くことによつて市の実情にも適応した警察運営を図るのが適当であろうというのであります。而して五大市の警察を今直ちに本法施行と同時に府県に一元化するには、準備その他の都合もありますので、その時期を一カ年間延期し、その間は、府県警察と同様の性格の市の警察として措置することとしたのであります。従つてこの一カ年は、五大府県の公安委員を五名とする例外規定も停止するものであります。

(略)

笹森順造君 只今議題となつております警察二法案に対しまして、私は総理に対し、改進黨を代表いたしまして若干の質疑を行います。

それは、この法案を出しました内容と責任についてであります。第一に、警察法案提出が原因となつて、国会未曾有の大不祥事、大混乱を来したることについて、総理は如何なる政治責任を感じてられるか、伺いたいのであります。今国会において、多くの法案が提出せられたのであります。わけてもこの警察二法案は、総理が常に重大法案として言われておるのであります。この法案をめぐつて衆参両院における議論が白熱化されたことは言うまでもございません。而もその背景には、相対立するところの二つの意見がありまして、私どもは、長い間両者の陳情をつぶさに受けたのであります。故に私どもがこれに対しては、慎重審議をして、而して世論の帰趨するところに向つて良識ある国会としての結論を得たかつたのであります。(「その通り」と呼ぶ者あり)ところが、不幸にしてその段階を経ることができませんで、先ほど堀理事から報告のありましたことを伺いまして、皆様がた如何にお感じになつたであらうか。私どもがこの内容を考えてみますると、決してこの法案が、慎重審議のすべての過程を終つていない。私自身も総理に対しまして、なお総括質問が残つておるので、おいでを願つて、これに対するとところの答弁を求め、約束をしておられたのであります。のみならずこの法律は、僅かに総則の第一章を終り、第二章に入りまして、漸くその前半について、私どもが逐条審議を始めたのみであります。そのほかにこの内容を御覧になりますと、重要な多くのものが残されておる次第であります。第三章の警察庁のこと、これには、第五節まで詳しくあります。第四章の都道府県警察のことも、又第四節まで残つております。而も又第五章において、警察職員に関すること、第六章において、緊急事態の特別措置に関すること、第七章において、雑則、更に附則があります。これらの逐条の審議は、全く、今申しました二章の後半後、残つておるのであります。而もこの間に多くの、この法律が違憲であるだろう。或いは又法の秩序を紊しているだろう。或いは唱えらるごとく、この表題の、自治体警察と申しておりますが、法規の内容を見ますと、全くこれに相反するところのものを私どもは見出す。この意味において掲げておるところの目標、法規の実施等に関して、自家撞着を私どもは見出しておる。而もこの法律全体を通覧しまして、直ちに感じられますことは、これは現行法のその形式を逐条的に取入れまして、新しい考え方から、これを盛り込んだだけの話であります。故に、頗る立法の技術において、拙劣であり、杜撰であるという点が見出されるのであります。これが全く新しい警察法であるならば、新しい意味において、新らしくこれを作つたならば、こうした法律自体の矛盾を起さなかつたであらう。この法の形式は、非常なちぐはぐな点のたくさんあることを私は見出して、これを遺憾としておる次第であります。而も又、私がこれからお尋ねします二、三の点もございまして、そのことに触れて申し上げますが、いずれにいたしましても、こういう審議が十分に尽されておらないといふこ

るに、折角会期を十日延長しとしますならば、その間において、なお十分の審議ができるはずであります。（「そうだ」「できないじゃないかと呼ぶ者あり）むしろ、できないとおつしやる方もありましようが、少くとも改進黨は、十分このことを審議するつもりで、又その予定でおつたので承りますが、不幸にして、ここにおいて大多数の起立によつて中間報告が求められた。

その中間報告を求められたとは、法規においては、私は必ずしも反対はできない。併しながらその中間報告を求めて、更に九日の日があるのに、なぜこれがために慎重審議しなかつたか。而もこれを取上げなければならないという理由はどこにあるかを聞かなければならない。この意味において、私はこの法案に対するところの審議が十分でないということで、私はこの第二の質問をしなければならぬ。

即ち第二に、本法案の審議が本院において漸くその緒につき、大部分が未審議のまま違憲並びに法の秩序を紊乱する疑義があるのに、今、強いてこの法案を議ししなければならない、強行して、而も甚だお粗末な、国民の納得のすることのできないままに、これを終らなければならないという理由、その理由とするところは何であるか。その点についてこれを総理に質すのであります。（「総理の責任じゃない」と呼ぶ者あり）この法案を提出した責任は内閣である。内閣がこれを提出しておるのであるから、総理が責任者である。

（略）

楠見義男君 私は、只今議題となつております警察法案外一件について、反対の意思を表明せんとするものであります。

（略）

反対の第四点は、いわゆる五大都市警察について、その経過的措置及びこの法案成立後の措置に関してであります。衆議院において修正せられました点は、原案を著しく改悪しておると私は思います。三派修正は、それぞれの立場からする妥協の所産とは存じますが、問題を、今後更に一層複雑化するの虞れなしとしないか、甚だ憂うものであります。衆議院修正の附則第二十八項におきましては、いわゆる五大都市たる指定都市警察の自治体警察としての現状を、この法律制定後一年間、現状のまま延ばすこととしておるのであります。このことは如何なる理由に基くものか、その意図全く不明であります。都道府県警察への移行に必要とする準備期間は、政府原案においては、おおむね三カ月余を予定しておるものと認められるのであります。そのことに対する十分の検討もなく、ただただ漠然と一年間延ばし、現在のごとき、甚だ遺憾であります。国警自警対立の状況を残すということは、甚だ了解しがたい点であります。

殊に問題になりますのは、法案修正の結果、指定市において、市警察本部なる組織が恒久的に残る点であります。事の当否は別といたしまして、原案においては、自治体警察は、都道府県警察に一本化し、警察機能の能率化を図つておるのであります。然るに修正された市警察本部は、都道府県警察本部の指揮下にあるとは申しながら、独立して管下警察署をみずからの統率下に置くのでありますから、迅速を尊ぶ警察機能からすれば、一段階余分のものが新たに設けられたことになり、このことは、現在の五大都市警察をそのまま存置することよりも、能率という点から申しますれば、更に悪くなるように思われるのであります。要するに五大都市警察は、存置するか廃止するかのいずれかをとらず、姑息なる妥協の所産は、却つて将来に禍根を残すものとして、この点についても反対せざるを得ないのであります。

（略）

伊能芳雄君 私は自由党を代表いたしまして、只今議題となつております警察法案並びに警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案に関し、衆議院送付案に賛成の意見を表明したいと存じます。

(略)

世論は警察制度の改正を求めています。そうして現在求められておる警察制度は、国家的有機性と能率主義の長所を復活すると共に、戦後我が警察に取入れ、育てて来た民主主義的美点を十分に活かし、併せて、我が国の貧弱な国力、殊に経済財政の実情に応じた経費のかからない警察制度でなければなりません。およそ警察は、十分に能率的で、国民の生命、財産、身体の保護、犯罪の鎮圧、捜査その他社会の秩序の維持に十分に役立つものでなければなりません。観念的にして素朴な民主主義の理論に従つて警察を分権化して、警察力を徒らに分散し弱体化して警察の民主化成れりとするがごときは、警察本来の使命を忘れたものと言わなければなりません。(拍手)

警察は絶対に民主主義の飾りものではありません。又近代的統一国家における警察においては、国内治安維持こそ最高の国家的要請であり、その責任が政府にあることは極めて自明のことに属し、これを明確化しておくことは絶対に必要であります。(拍手)このことは、近代的民主主義国家において要請せられているかの責任内閣制の原則から考えて、極めて当然のことであり、これこそ警察制度の一大眼目と言つても過言ではありません。(拍手)併しながら一面過去における我が警察の運営の跡を顧みると、警察の民主的運営が十分に保障されるような組織でなければならんことも又当然で、六年に亘り運営されて来た現在の警察制度におけるこの面における運営の仕方は極力保持しなければならんところであります。即ち警察が時の政府や一部勢力者のために利用されるような組織であつてはならず、又その運営が独善的に行われるようなことなく、住民に親しまれ、且つ愛される警察でなければならぬのであります。警察の仕事が常に中正に国民監視の下に運営される保障がなければならず、往年の政党警察、権力警察の弊を繰返す愚は、誠にこれを戒めなければならんところであります。

なお我が警察制度については、他の民主主義諸制度と同様に、できるだけ経費のかからない制度とすることが、我が国の貧弱な国民経済の要請でもあることを特に附加えなければなりません。

我が国の国民経済の現状において、富裕国に育つた民主主義警察のあり方をそのまま我が国に植え付けて、能率の上らない無駄の多い警察をやつて行くほどの余裕はあるはずがありません。

併しながら我が国の警察制度についての以上の要請、なかなか両立しにくい要素を内蔵していることも又事実であります。即ち能率的なことと民主的なこと、又警察責任の明確化と警察の中立性の維持というこれらの要素は、これを警察の組織として見るならば、前者に重きを置くと、後者の保障が薄くなり、後者を重視すると、前者が軽くなる結果となるのであつて、これらの相反撥する要素を最も適当なところにおいて調和点を見出そうとする努力が続けられて来たと思うのであります。

今回衆議院より送付された警察法案は、これを如上の諸点より見るとき、以上の要請を比較的よく満たし、これを適当なところに調和し得た制度と言うべきであると信ずるものであります。

即ち今回の警察法案が、国家地方警察と全国四百有余の市町村自治体警察とを廃止して、これを都道府県警察に一元化し、簡素化したことによつて、警察事務が能率化すると共に、経費の節減に大なる効果をもたらすことについては、これ、何人といえども疑いを差挟む余地はございません。又警察行政の要請である治安責任が明確化されるものでなければならんことについては、

これ又言うを要しませんが、このことについて、国家公安委員長は国務大臣を以て充てることによつて、これを十分に果たしており、又警察の中立性維持については、国及び都道府県における公安委員会制度の運営によつてこれを果たそうとしておるのであります。

今回の法案に対する非難の一つは、この法案において警察の民主性が侵される虞れないかという点であります。前述の通り、民主性と能率性、中立性と責任の明確化と、それぞれ相対立する要素を制度の上において如何に調和すべきかは極めて困難な問題であり、又意見の分るところでありますので、我々はこの法案に対する批判につきましても、輿論に聞いて検討したのでありますが、その多くは十分なる理由に乏しく、或いは誤解であり、又ためにする議論であると言わざるを得ないのであります。要は、今後の公安委員会制度の運営如何にかかつておると申すべきであります。非難の二つは、国家公安委員長を国務大臣にしたことによつて中立性を害するというのでありますが、前に述べたように、国の行政全般に責任を持つ政府の意図を治安行政の面に反映し、一般の行政と警察行政との連絡のとれた、調整のとれた制度として運営されることを目途としたもので、この委員会制により警察の中立性を維持しつつ、治安についての国の責任を明確にすることが可能とされておるのであります。即ち国の治安についての政府の責任と警察行政についての中立性の確保という二つの要請を満たして巧みにこれを調和し得たものというべきであります。現行制度のごとく、内閣と公安委員会とを分断しなければ、警察の中立性を維持し得ないと論ずる者は、政党政治の原則に基き責任内閣制をとつている今日、その人みずからが政党内閣制、責任内閣政治についての主張を否認したものであるべきであります。（拍手）

又地方自治の観点からいふならば、近代的統一国家においては、中央を無視して地方なく、地方を無視して中央なく、中央集権と地方分権を適度に調整した制度こそ理想的な民主主義の制度というべきであります。極端な分権制は往昔の領主政治、封建制に通ずるものであり、特にその事務自体において、国家的性格と地方的性格とを兼ね具えた警察事務の性格、そして狭小な国土に多数の人口を擁する我が国の実情から見て、本案における府県警察は、自治体たる府県を単位としたもので、警察の広域性から見て極めて適切であり、又これに自治体としての自主性を認めつつ、適度の国家性、有機性を与え、近代国家における警察としての有機性を保たしめようとするものであり、この上より見るも、民主警察の理念は十分維持されており、府県の自治は十分尊重せられていることを看取できるのであります。

以上述べると、この法案は、警察の要請する数々の相反撥する要請を誠に巧みに調和し、近代民主主義国家における警察として、特に我が国の歴史と社会情勢に適應した警察の組織を作るものであり、本法案に対する非難のごときはことごとくいわれぬものと言うべきであります。

我々は、我が国における治安を維持し、国民を暴力より守り、民主主義の繁栄を期待するが故に、本法案の成立を切に希望するものであります。

以上を以て私の賛成討論を終りたいと存じます。（拍手）

小林武治君 私は緑風会、多数意見を代表いたしまして、只今議題となりました警察法案ほか一件に対し賛成の意を表するものであります。（拍手）

即ち現行警察制度は、昭和二十二年に占領政策の一環として従前の制度を根本的に改変したものであり、その狙いとすところは、警察制度を民主化、地方分権化するというにあつたのであります。その真意はむしろ日本の警察の分散弱体化にあつたのでありまして、その効果は意外に早く現われ、警察はいわば支離滅裂となり、その無気力、その非能率は社会不安まで惹起

するに至つたことは、なお我々の記憶に新たなるところであります。(拍手)従つてこれをそのまま放置することは、生命財産の保障にまで危惧の念を抱かしむるものであり、これが改善は、早くも国民の関心を深めつつあつたのであります。私も当時地方行政の責任者といたしまして、治安の確保に重大なる不安を感じ、政府当局に対し再三に亘り、強くこれが是正の要望をいたしたのであります。遺憾ながら十分なる改正を見ず、今日に至りましたのであります。今日遅蒔きながらも、これが根本的改正案の提出を見ましたことは、その細部に至りましては、種々の異論もあろうと存するのであります。その大本、その趣旨につきましては、我々としましては大いにこれに賛意を表するものであります。(拍手)

即ち力の分散、権限の分化、組織の細分化は、半面において直ちに力の弱化を来たすは理の当然であり、従つて客観情勢に対応して力の強化、能率化、経済化を図らんとせば、或る程度の力を集中、組織の強化、又地域を広域化する要あるは言を待たないところであります。今回の改正案におきまして、市町村の自治体警察を廃止して、広域自治体たる府県警察に再編することは、警察力の能率化、経済化を要望する当然の帰結と、してこれに賛意を表せざるを得ないのであります。併しながら先般の改正が、日本の警察に幾多の救うべからざる欠陥をもたらしたことは争うべからざる事実とするも、而もなお日本の警察を民主化し、又住民に親しましたその功績は没却することができないのであります。従いましてこの長所をでき得る限り存置することの要は、今回の改正におきまして、これを看過することができないのであります。その意味におきまして都道府県公安委員会の活用は本案の眼目でなければなりません。その自主独立性を強化するためには、格段の用意を必要とするものであり、今回の衆議院送付案においても、府県警察本部長の任免についてその同意を要することとしたるは、その趣旨に副うものとして賛意を表するものであります。更にこの際政府に対しても、この都道府県公安委員会の自主性尊重のためには、今後一層の戒慎を要望しておくものであります。

なお、本改正案におきまして国務大臣を国家公安委員長とすることにつきましては、強い反対があつたことは御承知の通りであります。その反対の理由は、警察の中央集権化、政府の御用化、或いは一党の私物となることを恐れるが故にあることに鑑み、政府はこの点に深く思いをいたし、その反対を今後杞憂に終らしめるよう格段の御注意を促すものであります。(拍手)

なお、今回の警察法改正に当り、国民をして最も危惧の念を抱くのは、過去において我々が苦い経験を持つ警察国家の再現であり、特高警察の復活であります。この点につきましては、政府としてむしろ神経過敏に過ぎるくらいの反省、自粛を必要とするものと信じます。即ち人権の擁護は、我々国民としては絶対的要請であり、警察権の濫用については、当局として厳にこれを戒むべきものであります。而してこれが防止につきましては、必ずしも組織の整備や法令の完備によつてのみ、これを全うし得るものではありません。要は、その衝に当る人の問題であります。即ち警察官は、とかく専門化し、ややもすればその視野は狭く、常識においても必ずしも万全とは申されないものであり、又その職務に熱心な余り、行き過ぎの虞れがある者もあるにつきましては、警察官の人選、その教養、又平素の訓練に当りまして、当局においては十分の戒慎をせられ、いやしくも国民の警察、住民の警察官として欠くることのないように、重ねて要望いたしておくものであります。この意味におきまして警察学校の運営につきましては、政府に格段の配慮を願つておきたいのであります。即ち従来からの傾向からいいたしますれば、学校の運営等は、とかく軽視せられるのであります。この警察本来の目的達成のためには、どうしても警察学校の運営

につきまして、政府の格段の配慮を要望しておくものであります。

なお今回の改正に当りましては、府県、市町村それぞれの立場におきまして、自治警の存廃をめぐり、激烈に運動、陳情の行われたことは、無理からぬこととは思われるのでありますが、而もなお、これがために浪費されたる労力、時間、経費は莫大にして、その国民的損失は誠に遺憾とするところであります。

政府としても、国民としても、実に一考を要することであります。又これがため府県対都市の対立抗争を促し、治安当局相互間にすら、幾多の摩擦、対立をもたらしたことは、今後の治安維持の上にも禍根を残したものであると思います。特に某市警察本部長のごときは、国家警察本部のなすところを暴露し、又これを公然と誹謗し、その考え方へその態度を全く異にしていることを露呈したるがごときは、事柄の善悪は別として、一団としての警察組織、警察活動に対する国民の信頼を失わしめたことは重大遺憾事であり、いわば現行の制度の欠陥を端的に露呈したものであるとして、改正の必要をみずから証明するものと言わざるを得ないのであります。而してこれら治安当局間の対立抗争は、国家のために一目も速かにこれを終結せしむべきであつて、そのためにも、本法案の速かなる成立を私は要望せざるを得ないのであります。(拍手)この点につきまして、衆議院は、五大市の市警をなお一年間存続せしめることに修正せられたのであります。かかる妥協は、むしろ右の対立抗争を激化せしむるばかりではなく、住民並びに関係当局の運動、陳情を一層熾烈化せしむるものでありまして、我々は、にわかにはこれに賛意を表することができないのであります。併しこの際の措置として止むを得ざるものとしてこれを認めるものであります。次に、警察の改編に伴う警察官の給与、恩給の問題であります。この点につきましては、自治体警察側の要望は、或る程度容れられておるのであります。恩給につきましては、地方の切実なる要望に鑑み、恩給計算の基本額について選択権を認めるよう、今後政府当局の措置を要望しておくものであります。

なお、警察改編につき人事の問題であります。人事の適正化は、この警察制度改正の成否を私は左右するものと思ふものであります。いやしくも自治警側に不利を及ぼさざるよう、国警側の謙虚なる態度を望むものであります。

(以下 略)

22-衆-地方行政委員会-31 号 昭和30 年06 月29 日

菅野和太郎君 当委員会に付託になりました私外五名の提出にかかる衆法第三二号、警察法の一部を改正する法律案につきまして、提案を代表いたしまして提案の理由を御説明申し上げたいと存じます。

皆さんもすでに御承知の通り、昨年の警察法改正のいきさつにつきましては、いまさら私から申し上げる必要はないと存ずるのでありますが、議論を進める上に必要な二、三の要点について触れておきたいと思うのであります。

昨年の改正の眼目は、国家的治安の必要から、弱小の市町村警察を大単位の府県に統合して、これに対して必要な国家的関与を加える点にあったと思うのであります。その際ただいま問題になっております五大市を初め、府県に匹敵する規模を有する大都市警察については、これを独立の単位として存置するよう熱心な運動が行われたのであります。特に五大市につきましては、その前年昭和二十八年の国会解散のために審議未了となりました警察法の改正に際しては、政府原案にも五大市警察の存置を認めたというような事情もありまして、その要望は最も強烈であったのであります。その結果、当時の改進黨、自由党及び日本自由党の間の話し合いとなりまして、五大市については、一方はその特殊性を認めて、市選出の府県公安委員を認め、かつ市警察部を府県警察本部のもとに設けるといふ特例を定めるとともに、独立の市警察本部として、警察法施行後一年間、つまり本年の六月三十日までは存置するという附則を定めたのであります。この附則は表向きの説明といたしましては、自由党側から規模の大きい大都市警察を一挙に府県に統合するためには準備に日時を要するからということでありましたが、それは表面のことで、実際は府県一本化の要求と五大都市警察独立の要望との間の妥協の産物でありまして、交渉の経過として承知しておりますところからすれば、要するにその後のいわゆる乱闘国会を巻き起した警察法改正をめぐる激烈な対立抗争に対して冷却期間を与えて、その間に最後の判断を与える猶予を与えたものと考えておるのであります。

このようにして大都市警察は現在に至ったのでありますが、その間の実績は果してどうであったでしょうか。私は国家的治安の確保という警察法改正の大眼目は、このために少しも影響を受けてはいない、五大市警察は新警察制度の完全な一環として円滑に動いており、何ら実質上の支障はないものと確信いたしておるのであります。昨年の改正の際に政府当局は二十八年の改正案において五大市警察を認めたことの矛盾を考えられたのであらうと思われませんが、特に五大市警察を一本化すべきことを強調したのでありまして、その理由としては、五大市警察を独立させると大都市周辺に治安上の空白が生ずるといふこと、九大市警察の廃止によって二十数億の節約が可能であるといふことの二点をあげておいたのであります。しかし現在五大市の周辺が特に治安状態が悪いという話も聞きませんし、もともとそのようなものがあるはずはないのであります。大阪市の状況について申し上げますと、昭和二十九年七月から十二月までの検挙件数二万五千百十五件、うち大阪府下関係が三百九十六件、他府県関係が九百九十七件となっております、他府県関係の多いことが目につくのであります。また大阪府警の検挙した件数の約三分の一は大阪市内と何らかの関係があるという話ではありますが、これは逆に二つの警察であっても、実にうまく連絡がとれておって、何らさしつかえないということにもなるわけでありまして、府県一本にしまして、大都市周辺に空白を生ずるといふ議論は、これだけでも成り立たないことがわかり

ます。また五大市警察におきましても、この一年間政府の方針に従いまして、身分の切りかえ、それに伴う給与の改訂、人員の整理、重複施設の整理等を行い、政府の所期する経費の節約は十分実現しております。ただ五大市警察の廃止によりまして、主として警察本部が不必要となることによって、約二十億円の節約ができるとせられ、五大府県側の存続反対の理由として述べられておるのでありますが、五大市警察本部で約千名、一人当たり年四十万円として二十億円の節約ができると言っておるのであります。しかしこれは私からいえば、計算間違いではないかと思うのでありまして、本部定員五大市で約四千三百名のうち八割まではパトロール隊、機動隊、交通取締り、捜査鑑識、少年関係など、各署に分属させられない第一線事務でありますから、純粹の本部事務は約八百三十名、一元化によって半減できるといたしましても、五大市全体で四百名程度の減員が可能であるにすぎないのであります。なおこの数字は昨年七月以前のものでありまして、その後において五大市はさらに機構の改革縮小、人員の整理を続行して、現在では政令で新たに五大市に割り当てられた定員七千八百九十名を下回る七千三百八十四名の現員を持っておるにすぎないのであります。

かようにみて参りますと、どうしても五大市警察をやめてしまわなければならないという積極的な事由は乏しいように思われるのであります。逆に大都市は何と申しましても治安の上においてもやはり全国の重点なのでありまして、重点を独立の単位として全国的な組織の中に組み入れておく方が、単に画一的に府県でなければならないとするよりも、全国の警察配置の上からみて、正しい行き方ではないかと私は考えておるのであります。かように考えて参りますと私は何の支障もなく有効、円滑に動いておる五大市警察を市民の熱望に反してまでやめてしまうということは、かえって平地に波乱を起すことになりはしないか。

なお積極的に五大市警察を存置すべき理由として、私はまず第一に警察の民主化ということを上げたいと思うのであります。警察の民主化のためには、できるなればなるだけ市民に直結する基礎的な団体に置くことが警察の民主化を実現するゆえんであると思うのであります。ことに権力的な警察行政につきましてはその必要があるのでありまして、その能力があり、かつ技術的にも無理がないのであるならば、当然府県よりも市に置く方が好ましいと私は考えておるのであります。第二に警察能率化の点から積極的に五大市に警察を置くべきだと思うのであります。全国治安の重点である大都市警察は、直接中央で把握する方が正しいということは先ほど申し上げましたが、全国的組織の方法としてもそうであります。大都市警察事務自体を見ましても、これを特殊化、専門化する必要があるのであります。地方の警察と大阪市のような大都市の警察とを同じ統括下に入れておかねば警察行政ができないという議論は私は全く解釈できないのであります。むしろ大都市特有の問題に対しては、特有の組織をもって専門化することが必要かつ能率的であります。教養の仕方一つを見ても、地方の警察と大都市の警察とを、これと同一に行うべきではないということはいろいろな点から立証できると思うのであります。

なお警察法改正の眼目は、全国の治安を維持するに必要な規模と能力を有する大単位の警察に切りかえるということでありまして、たまたま従来からの行政単位として府県があり、それによるのが大体において便宜であるから府県警察の建前をとられたのでありまして、何でもかんでも庁県でなければならないのだという性質のものではないと考えるのであります。警察区域として合理的なものがあれば、それによってよいのでありまして、必ずしも府県の区域にこだわる必要はないと思うのであります。現に地方行政の区画としての府県の区域は、今日重大な議論の的

になっておりまして、府県の区域のみが適当であるとは決して言えないのであります。むしろ広域行政の区域としては、府県の区域は不適當であるということが現在の定説になっておられるのであります。現に警察の区域としても完全でないということが、現在の警察法のもとにおきまして警察管区制度を設けておる理由の一つであろうと思うのであります。

どうしてもこうしても府県一本化である、府県の区域の中に押し込めてしまわなければならないという議論は、私からいうと少しこだわっておるのではないかとと思われるのでありまして、府県の中にも特殊化すべき区域があるならば、特殊化してもよろしいのではないかと。府県の区域を越えての処置が必要ならば、警察の立場からの処置をとればよいのであります。警察全体としての能率ということからいえば、大都市警察を独立の単位としての特殊化し、それを全国的な網の目の中に入れる方が妥当なように思われるのであります。

先ほど申しました大阪府警の大阪市関連事件が三分の一もあるし、二つに分けると二元化するからいけないというようなことが言われておるのでありますが、これはやはり府県という区域が動かせないものとお考えになっておる一種のこだわった観念であるように思われるのであります。大阪府と大阪市が二元的でいけないと言われるのであれば、大阪府と兵庫県との二元化はどういうことになりましょうか。神戸市と大阪市の間接地帯は大阪市ときわめて密接なる生活関係に立っていることは、大阪府下のある地方との比較ではないのであります。神戸市と大阪市との間は分けてもいいが、大阪市と、それと関係のない大阪府下の方は分けてはいけないというような理論は成り立たないのであります。大阪と兵庫との二元性は管区として調整されると言われるならば、大阪府と市の二元化も同様警察管区として処理ができる問題であります。過去一年間はそれが実にうまく行ったというのが、先ほど私が申し上げました府市の相関関係に現われておると思うのであります。

なお次に問題になりますのは、大都市ことに大阪市の警察官は、決して心から府県移管を歓迎していないということでありまして。給与の点から見ても不利になるのであります。大阪市の例を見ますと、第一線の現場の幹部である警部補、巡查部長級で、本俸がそれぞれ一万一千九百円と一万一千四百三十三円も減額される者があるのであります。調整手当は七千五百円止りでありますから、この画で約四千百円の収入減になるのであります。またたとい調整手当で現収入は保証される場合でも、手当のある間は事実上昇給停止となること、なお恩給については、たとい新俸によって恩給年限を通算するか、旧俸で年限をそのときまでにするかを選択できることになっておりまして、今後は実質上恩給の増加はないと見なければならぬことは否定できません。このような給与関係を背景といたしまして、警察官が市警の存続を強く要望していることは、私がしばしば警察官自身から聞いておるのであります。さらに統合により調整金をもらう者ともらわぬ者との間の精神上的影響は無視することができないのであります。府県移管を歓迎するというのは、市警の存続が一応期限つきであること、監督官庁に対する遠慮があるからだと考えないで、警察官が府県移管を歓迎しておるというようなことを言われておりますが、事実と相反しておる見解だと私は思うのであります。

次に、ことに私が強調したいことは、市民の立場から市民がほんとうに市警というものを熱望しておるということでありまして。とかく今までの日本の制度が政治をとる者の立場から制度の改革をやったり、制度を作ったりしておりますが、政治される側の立場の便宜ということ、われわれは考えなければならぬと思うのであります。今日大都市におきましては、市民はこの市警

というものに非常に親近感を持っておるのでありまして、過去何年間も訓練ができておるのであります。そしてその市民は市警を熱望しておるのであります。それをことさら無理やりにとる必要はないと思うのであります。市民がそれほど熱望しておるものであれば、そうして弊害もないものであれば、これを存続させてやることこそ、市民を考えるゆえんではないか。これがほんとうの政治ではないかと私は考えておるのであります。

以上のような考えからして、私は大都市警察は本来今の形で恒久的に残すべきものであると信ずるのでありますが、今回の改正法律案でその処置に出でずして、単に存続期間が一年になっていたのを、当分の間存続するというに改めるのにとどめましたことは、次の理由によっておるのであります。

第一は瞬間的な問題であります。昨年来一年になるわけですが、その間解散前の昨年未の臨時国会及び通常国会において、五大市出身の民主、自由、両派社会党の四党議員で、今回の案と同様なものを提出したことがありましたが、解散となり、引き続き衆議院の選挙、内閣の改造、四月に入っては今度は地方選挙というわけで、その間十分の研究と措置を講ずるいとまがなく今日に至ったのであります。しかも五大市警察の存続期限は六月三十日までですから、当面何としても暫定措置によって現状を維持しておくべきだと考えたのであります。

第二点は五大市警察を解消するといたしましても、その後に来たる制度がかなり疑問があることとあります。われわれといたしましては、わずかではあっても大都市の特殊性が認められたことはけっこうであります。しかしながら今度の五大都市の警察が廃止になりますと、大阪府警察があり、またその下に大阪市警察がありまして、そこに二重的な、上下的な警察制度ができるということになりますので、その間多少複雑性を増してくるというようなことが考えられますから、この点から見ても警察制度自体について、もう少し検討する必要があるのじゃないかということが考えられるわけでありまして。また大都市警察は主として行政警察的なものであると思うのであります。刑事警察と行政警察とを、どうしてやっていくかというようなことについては、今日の警察法においては十分検討されていないように思うのであります。

こういう点から見ても、なおこの警察法自体について、もう少し研究する余地があるのじゃないか、こういうことが考えられるのであります。

第三に地方制度全体、ことに府県の地位、区域というようなものが、今日政府がやっております地方制度調査会においてもいろいろ論議されておるのでありまして、それに関連しまして大都市制度についても、またやがて結論が出されることとおっておるのであります。従いまして府県制度及び大都市制度について、一方にこのような動きがありますし、近い将来においては何らかの結論が出るというような時期でありますので、その結論を見てこの大都市警察の存廃をきめても、私はおそくはないのではないかと考えておるのであります。

以上のような理由から私は、今の警察法を暫定的に当分存続すべきだと考えたのであります。右のような次第で、本案につきましては五大市出身の民主党員の諸君を中心といたしまして、百五十名の民主党員の賛成を得まして、ここに改正案を提出するに至ったのであります。審議の日数もはなはだ限られておる現在、当委員会に種々重要な用件もあることと存じます。何とぞすみやかに御審議の上御可決下さらんことを切にお願い申し上げる次第であります。